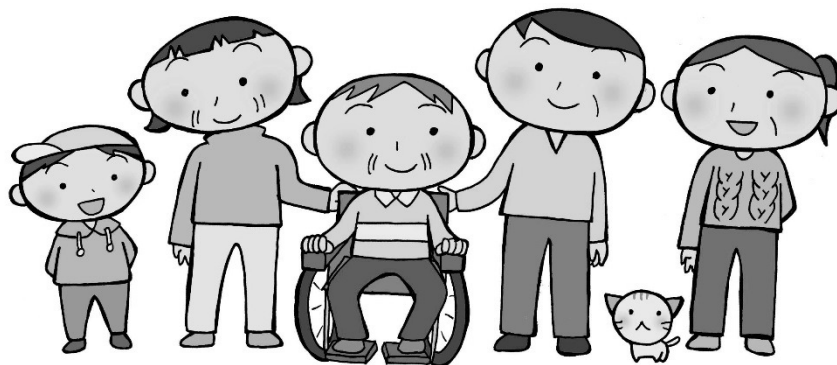
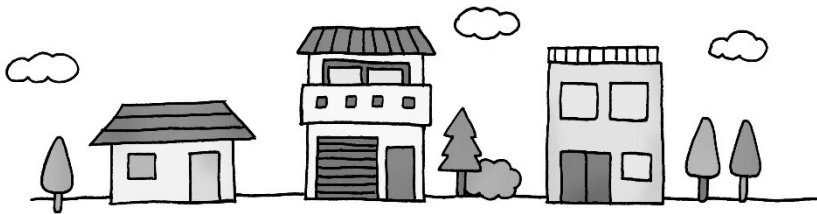


# 第2次香取市地域福祉計画

健やかに住み続けたい 支え合いのまち 香取  
～人が輝き 人が集う地域～



平成30年3月  
香取市



## はじめに

香取市では、2012年（平成24年）3月に「香取市地域福祉計画」を策定し、地域福祉に関する様々な施策を展開して、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めてまいりました。

近年、少子高齢・人口減少社会が進展するなかで、価値観やライフスタイルの多様化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。高齢者世帯や核家族が増加し、社会環境の変化による地域コミュニティの希薄化など、地域で課題を解決する地域力、お互いに支えあい共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつあります。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障害のある方、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな福祉施策が進められています。

ついては、今回、これまでの市の取り組みに新たな国の考え方や動向も踏まえ、本市における地域福祉を更に推進するべく計画を見直しました。これからは、住み慣れた地域で助けあい・支えあう地域社会を実現するため、幅広い市民の主体的な参加と、福祉事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら協働して本計画を推進していくことが重要となります。本市といたしましても、計画の基本理念である「健やかに住み続けたい 支えあいのまち かつとり ～人が輝き 人が集う地域」の実現を目指して、一層努力してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました「香取市地域福祉計画推進委員会」の委員および貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成30年3月

香取市長 宇井成一





## 目次

第1章 計画策定の基本事項.....	1
第1節 地域福祉の意義と計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	4
第3節 計画の期間.....	12
第4節 地域の範囲の考え方.....	13
第5節 計画策定の体制.....	14
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	15
第1節 本市の地域特性.....	15
第2節 統計からみる現状.....	16
第3節 アンケート調査からみる現状.....	26
第4節 第1次計画の進捗状況.....	37
第5節 地域福祉に関する課題.....	38
第3章 計画の目指す方向.....	40
第1節 計画の基本理念.....	40
第2節 計画の基本目標.....	41
第3節 重点施策の設定.....	42
第4節 計画の体系.....	43
第4章 施策の展開.....	44
基本目標1 福祉の意識を育む基盤づくり.....	44
基本目標2 地域で助け合える仕組みづくり.....	49
基本目標3 安心・安全に暮らせる環境づくり.....	54
重点施策 包括的支援体制の構築.....	62
第5章 計画の推進体制.....	64
第1節 役割と推進体制.....	64
第2節 進行管理・評価.....	65
資料編.....	67



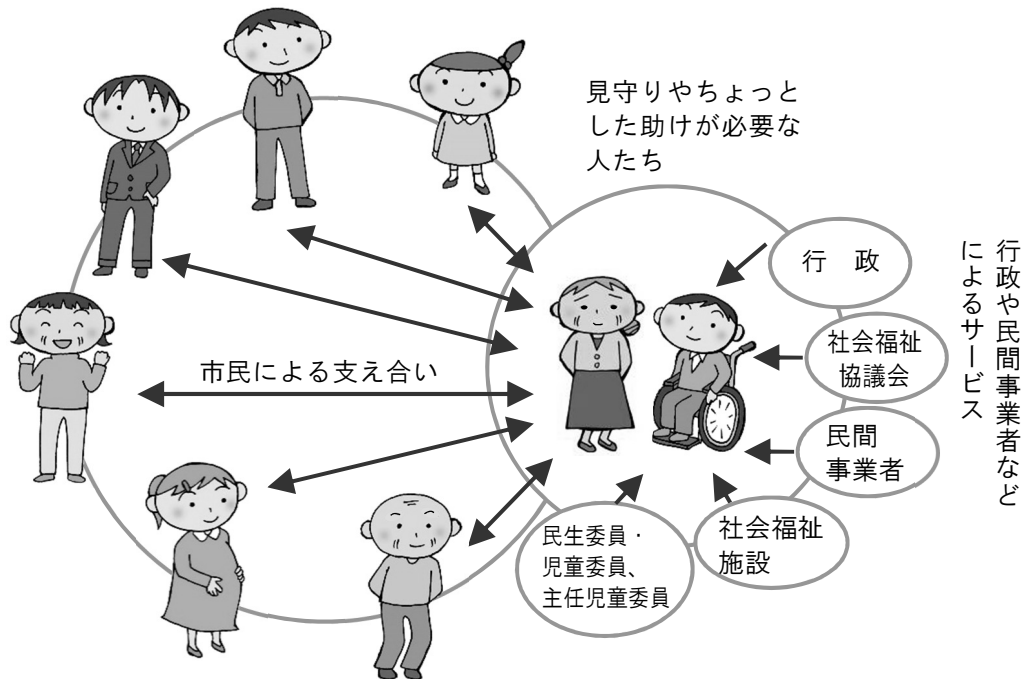
# 第1章 計画策定の基本事項

## 第1節 地域福祉の意義と計画策定の目的

### (1) 地域福祉とは

地域の中には、病気、高齢、障害などの原因により、あるいは仕事や家庭の事情などによって、一時的ないし恒常的に、何らかの支援を必要とする人がいます。

地域福祉とは、支援する人も支援される人もすべての人が、地域でその人らしい生活を送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。



地域福祉を進めるうえでは、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくことが重要です。

<p>じじよ</p> <p><b>自助</b></p> <p>個人や家庭による 自助努力</p>	<p>ごじよ きょうじよ</p> <p><b>互助・共助</b></p> <p>自治会、民生委員・児童委員、主任 児童委員、ボランティア、NPOなど、 地域の中の市民同士の支え合い それらを支える 社会福祉協議会の取り組み</p>	<p>こうじよ</p> <p><b>公助</b></p> <p>保健・医療・福祉などの 公的サービス</p>
------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

## (2) 策定の趣旨

本市では、「健やかに住み続けたい 支えあいのまち かとり」の理念をもとに、平成 24 年度から「香取市地域福祉計画」に基づき、地域福祉を推進してきました。

国においては、近年社会問題となっている孤立死、生活困窮者対策の充実、「全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）」の構築、「地域共生社会」の実現などが示されている他、地域福祉計画策定の根拠法となっている社会福祉法の改正について公布されるなど、地域福祉の重要性が増してきているといえます。

この度、これまでの市の取り組みに、新たな国の考え方や動向を踏まえ、本市におけるさらなる地域福祉を推進するため、「第 2 次香取市地域福祉計画」を策定するものです。

## (3) 国・県の動向

国では、社会的孤立や生活困窮等の問題も含め、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指した方向性が出されています。

特に、社会福祉法の一部改正では、地域住民が自ら、地域のさまざまな分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動するということが、地域福祉の理念として掲げられました。

### ■主な流れ

	国	千葉県
平成 24 年	●厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」において孤立防止の支援について盛り込むことが通知	
平成 26 年	●厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」において生活困窮者に対する支援について盛り込むことが通知	
平成 27 年	●「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の中でさまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築に向けた方向性を提起	●第三次千葉県地域福祉支援計画（平成 27～32 年度（2020 年度））
平成 28 年	●厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」 ●「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ●地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会の開催開始	
平成 29 年	●「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法一部改正）	



### 近年の国の状況

- 少子高齢化・人口減少社会のさらなる進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 生活課題の多様化・複雑化
- 社会的孤立や制度の狭間の問題の顕在化

これらの状況を踏まえ・・・

### 国の方向性

- すべての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められる
- 地域での困りごとを地域で発見・解決できる「我が事」の地域づくりと、複合的な課題に対応していくための「丸ごと」の体制整備が重要
- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

主な改正内容は下記の通り

- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱えるさまざまな分野にわたる地域生活課題を把握し、解決のための支援を行う関係機関との連携等により解決を図るといふ、地域福祉の推進の理念が追加（社会福祉法第 4 条関係）
- 市町村は、地域住民等と地域生活課題の解決のための支援を行う関係機関の相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題のための支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める必要がある（社会福祉法第 106 条の 3 関係）
- 市町村は、市町村地域福祉計画を策定するよう努めることとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加する（社会福祉法第 107 条関係）

## 第2節 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

「地域福祉計画」は、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものです。

また、同法第4条では地域福祉の理念について、同法第106条の3では包括的な支援体制の整備が掲げられました。

#### ■社会福祉法における本計画の位置付け

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## ■地域福祉推進に関わる項目

### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## ■包括的な支援体制の整備に関わる項目

### （包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

(3) 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

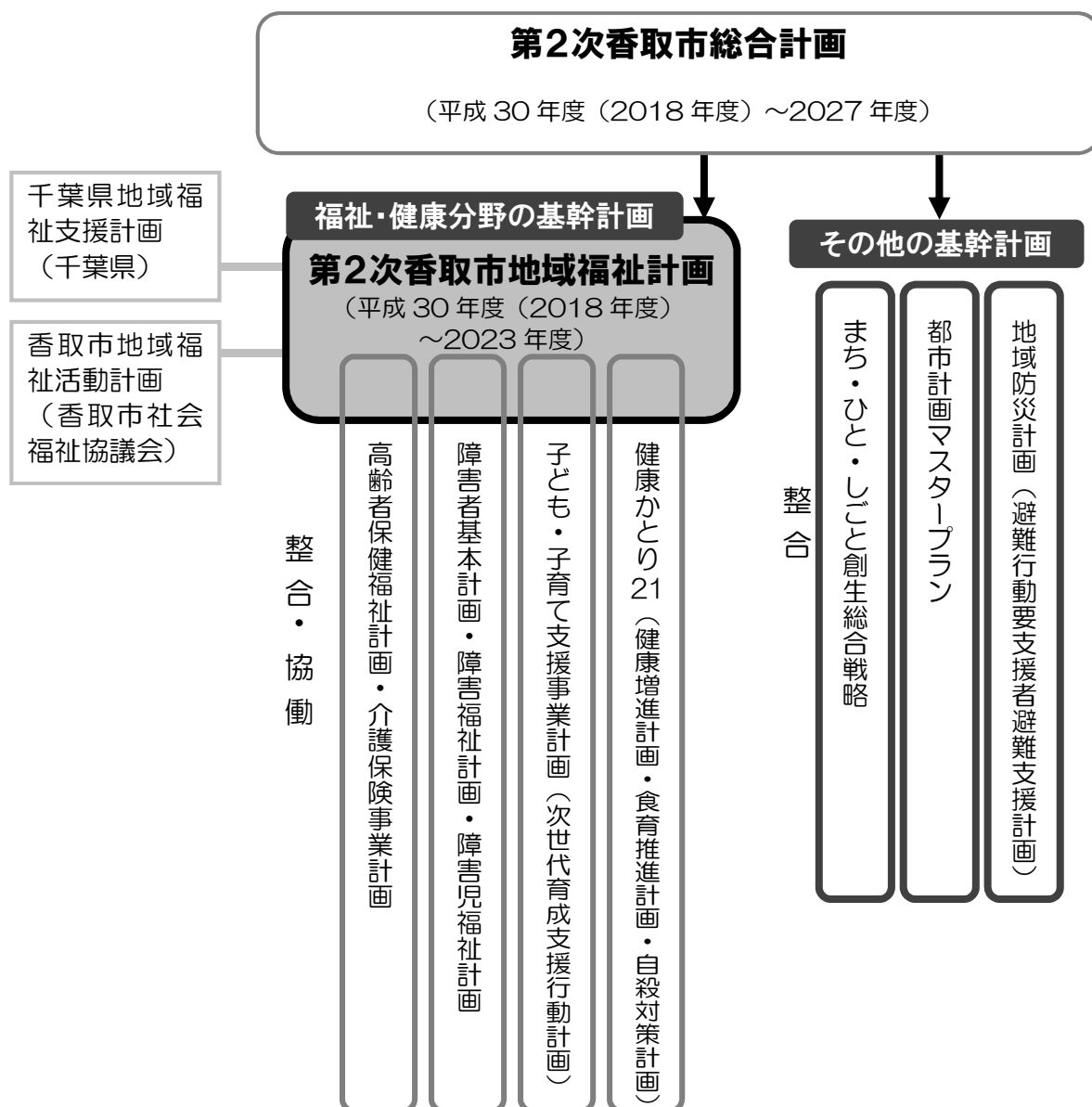
2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

## (2) 各種計画における位置付け

「香取市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「香取市総合計画」の部門別計画として位置付けられます。

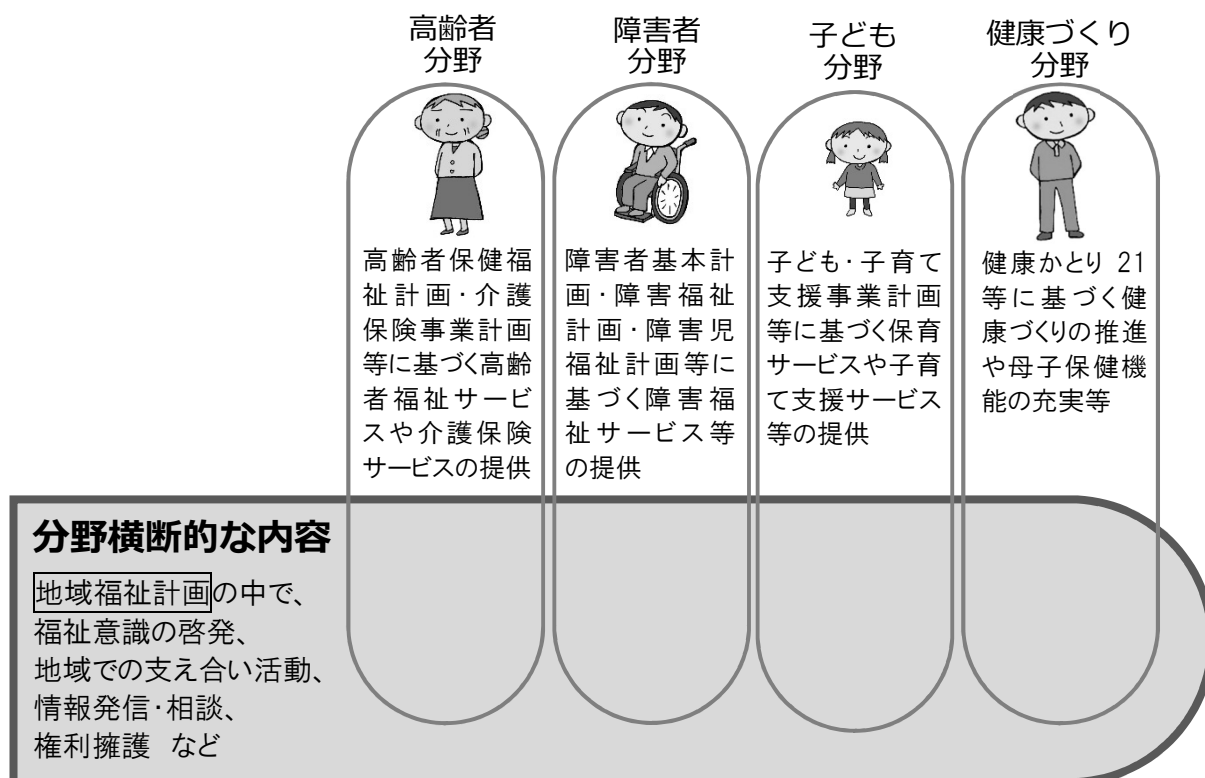
福祉・健康分野の基幹計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）」、「健康かとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」との整合・協働を図りながら、それらの計画に共通する考え方である市民生活全般にわたる福祉の向上を図るための理念と市民主体のまちづくりや市民参画を基盤とした市全体の取り組みを明らかにします。

また、各福祉分野が共通して取り組むべき事項として分野横断的な施策を取り組むことで、福祉分野の上位計画として位置付けられます。



### (3) 「横断的」な施策についての位置付け

改正社会福祉法では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の掲載が明記され、より一層分野横断的な施策に取り組むことが必要となっています。



【参考】策定ガイドラインによる、各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・様々な課題を抱える方々の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・高齢、障害、子どもなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ・制度の狭間の問題への対応の在り方
- ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・居住に課題を抱える者、世帯への横断的な支援の在り方
- ・就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ・自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ・市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・高齢者や障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ・保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ・地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ・地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・役所内の全庁的な体制整備(地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備)

## (4) 分野別施策

### 高齢者福祉、介護・介護予防

#### 取り組み方針1 地域包括ケア体制の基盤づくり

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの機能強化や介護と医療の連携強化を図ります。また、高齢者の地域生活を支えるために、助けあい・支えあいの支援体制づくりを推進します。

#### 取り組み方針2 健康づくり・介護予防等の充実

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防・健康づくりの促進と生活支援の充実を図ります。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場づくりを推進します。

#### 取り組み方針3 安心して快適に生活できる環境の充実

高齢者が安心して生活できるように、認知症高齢者の見守り支援体制の推進を図るとともに、高齢者の人権を尊重した虐待防止や権利擁護を推進します。また、高齢者に配慮した住まいや安心・安全な環境づくりを進めます。

#### 取り組み方針4 介護保険事業の円滑な運営

支援が必要な高齢者に向けて、適切な介護保険サービスが受けられるよう、介護保険サービスの充実と介護保険事業の健全な運営に努めます。

### 取り組み方針 1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進

市民に対し、人権啓発や人権教育などを推進することにより、障害のある人の人権尊重に対する理解と協力を促進し、福祉の意識を高めるとともに、障害のある人の権利擁護に努めます。

また、さまざまな地域の主体と連携し、障害のある人及び地域住民の積極的な地域活動への参加を促し、地域福祉活動を促進します。

### 取り組み方針 2 療育・教育体制の充実

障害のある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備に努めるとともに、学校と家庭での豊かな生活を送るため、福祉、教育など関係機関が連携し適切な支援に努めます。

### 取り組み方針 3 雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努めます。

### 取り組み方針 4 生活支援サービスの充実

日常生活を支える各種福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などニーズに応じた社会資源の整備に努めるとともに、障害特性に配慮し、相談窓口の整備に向けた取り組みを強化します。

### 取り組み方針 5 生活環境の整備・充実、社会活動への参画促進

障害のある人が地域で快適、安全に暮らすことができるよう、公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、移送サービスの充実を図ります。

また、災害時に安全に避難することができるよう、災害時の支援体制の充実に努めます。さらに、障害のある人が犯罪に巻き込まれず、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の防犯体制の充実に努めます。

### 取り組み方針 1 子育て世帯への経済的支援の継続

子育て世帯の経済的な負担軽減と、子どもの健全な育成を推進するため、子ども医療費の一部助成や児童手当を支給し、子育て世帯への経済的な支援を推進します。

### 取り組み方針 2 ひとり親家庭への自立支援の継続

ひとり親家庭の自立を促進するために、経済的支援として児童扶養手当やひとり親医療費等を助成します。また、自立のための母子・父子家庭自立支援給付金事業や自立支援員を設置し、生活相談、就学や就労のための国や県の制度を案内するなど自立に向け支援します。

### 取り組み方針 3 地域の子育てに関する支援・相談体制の継続

子育て支援センターや児童館等において地域の親子交流の場や子育てに関する相談ができる場を提供します。また、家庭児童相談室においては、養育等に関する相談や、要支援児童に関する相談を受け、関係機関と連携し支援します。

### 取り組み方針 4 保育環境の整備とサービスの充実

保育需要の高まりや待機児童発生抑制の観点から、多様化する保育需要に対応するため、幼保一元化施設の整備、民間保育施設整備に対する支援などとともに公立施設の統廃合や民営化などを検討し、需要に応じた保育環境やサービスの充実に努めます。



### 取り組み方針 1 がん検診の受診率の向上

特定健診との同時実施、個別検診の導入検討など検診の充実を図ります。

### 取り組み方針 2 予防接種の接種率の向上

接種率の向上に向けて、引き続き、個別通知や勧奨通知を送付するとともに、子育てモバイルのPRなどにより周知に努め、接種率の向上を図ります。

### 取り組み方針 3 健康の増進

市民が生涯を通じ健康で質の高い生活を送ることができるよう、健康増進計画「健康かとり21（第2次）」に掲げる健康づくりや糖尿病予防教室、高血圧症予防教室など生活習慣病予防のための教室や特定健診で要指導判定者及び早期健診で要治療・要指導と判定された者に対して、健診結果の説明及び動機づけを指導します。また、ロコモティブシンドローム予防教室やゆる楽教室などの事業を推進します。

### 取り組み方針 4 母子保健機能の充実

妊娠・出産・子育てに関する健康相談・訪問指導及び子育てモバイルサービスなど母子保健施策を推進するとともに、妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置、体制づくりを推進します。

### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から2023年度までの6年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### ■計画期間

平成30 年度 (2018 年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
第2次香取市総合計画 基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
<b>第2次香取市地域福祉計画</b>						次期計画(予定)			
高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			次期計画(予定)						
第3次障害者基本計画						次期計画(予定)			
第5期障害福祉計画			次期計画(予定)						
第1期障害児福祉計画			次期計画(予定)						
子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)		次期計画(予定)							
健康かとり21(第2次) (健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)				次期計画(予定)					

## 第4節 地域の範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、市内各地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

そのため、本市では、4つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

特に、小学校区を市民に身近な圏域として設定し、地区社協や住民自治協議会を中心とした地域福祉の推進を図ります。

### ■地域の範囲の考え方(イメージ図)



## 第5節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、地域の資源や課題を洗い出し、計画案づくりに生かしました。

また、計画案の審議・検討機関として、学識経験者や地域活動団体代表者等からなる「香取市地域福祉計画推進委員会」を設置しました。

### ■アンケート調査

		配布数	回収数	回収率
一般市民	無作為抽出による18歳以上の市民	3,500件	1,182件	33.8%
団体	ボランティア連絡協議会登録団体、住民自治協議会、香取自立支援相談センター	111件	50件	45.0%

### ■香取市地域福祉計画推進委員会

学識経験者や地域活動団体代表者等で構成する、計画案の審議・検討機関

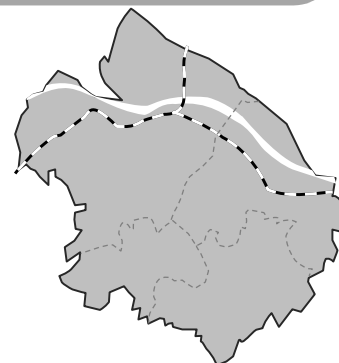
### ■パブリックコメント

意見の募集期間	平成30年2月15日～平成30年3月8日
意見の件数	提出者数：1名 意見件数：5件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの：0件

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 第1節 本市の地域特性

本市は東京から70km圏、千葉市から50km圏、成田国際空港から15km圏に位置しており、北は茨城県、西は成田市、神崎町、東は東庄町、南は旭市、匝瑳市、多古町に接しています。面積は262.35km<sup>2</sup>で、千葉県で第4位の規模を持つ都市です。地区は、下記の4つに分かれています。



#### (1) 佐原地区

佐原地区は、市域の北西部に位置し、北部は茨城県と隣接しています。地区のほぼ中央部を利根川が東流して市域を南北に二分し、利根川の北側は食料生産基地としての機能を持つ水田地帯と豊かな水辺環境の「水郷」が広がり、利根川の南側は、利根川沿いを除き、山林や畑を中心とした北総台地の一角を形成しています。また、歴史的な町並みや水郷の自然景観が残され、県内有数の観光客が来訪する香取神宮を有しています。

#### (2) 小見川地区

小見川地区は、市域の北東部に位置し、北部は茨城県と隣接しています。利根川下流域に位置するため、江戸時代より、利根川舟運の中継地としてにぎわい、今でも城下町としての風情が漂うなど、水郷情緒にあふれています。地区内を流れる黒部川では、毎年夏にはボートやカヌーなどの大会・イベントが多く開催されています。また、夏の風物詩として、水郷おみがわ花火大会が有名です。

#### (3) 山田地区

山田地区は、市域の南東部に位置しています。地区の東部から北部にかけて、利根川支流の黒部川が南から北へと流れ、その流域には広大な水田地帯が開けています。地区の北西部は北総台地の一翼を担う畑作台地が広がり、小丘陵地の間には樹枝状に入り組んだ特徴的な谷津田が散在しています。また、地場の作物等の販売や食を提供する風土村があり、観光を含めた集客施設となっています。

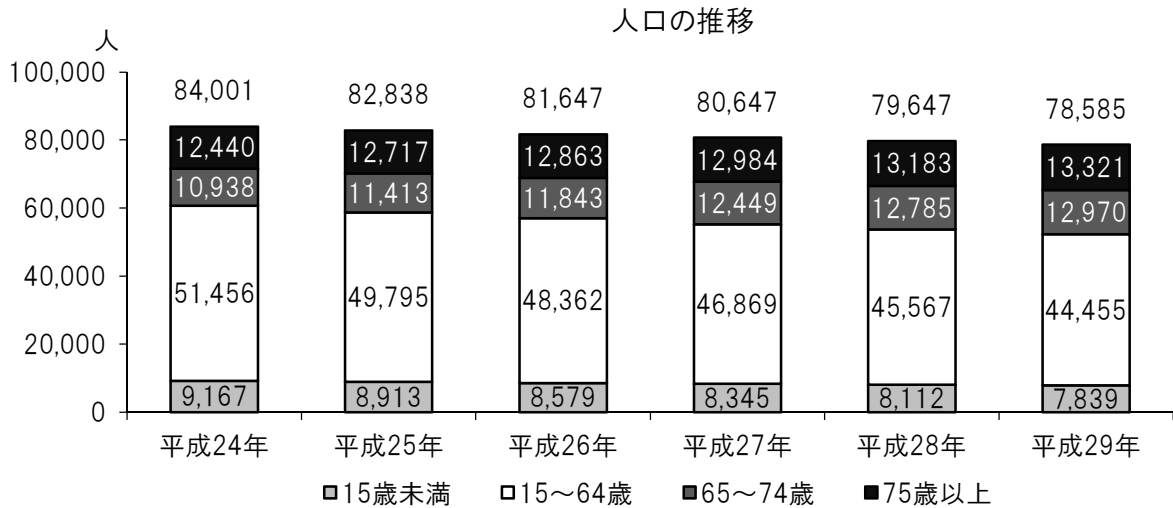
#### (4) 栗源地区

栗源地区は、市域の南西部に位置しています。地形は、小さな起伏が続く台地状で、高萩、助沢地区より源を発する栗山川は、利根川から流れる両総用水路に浅黄地区で合流し、栗源地区の中心部を南下しています。また、地元農産物を販売する栗源紅小町の郷（道の駅くりもと）やクラインガルテン栗源（滞在型市民農園）など、都市住民との交流活動が行われている、緑豊かな農業地域です。

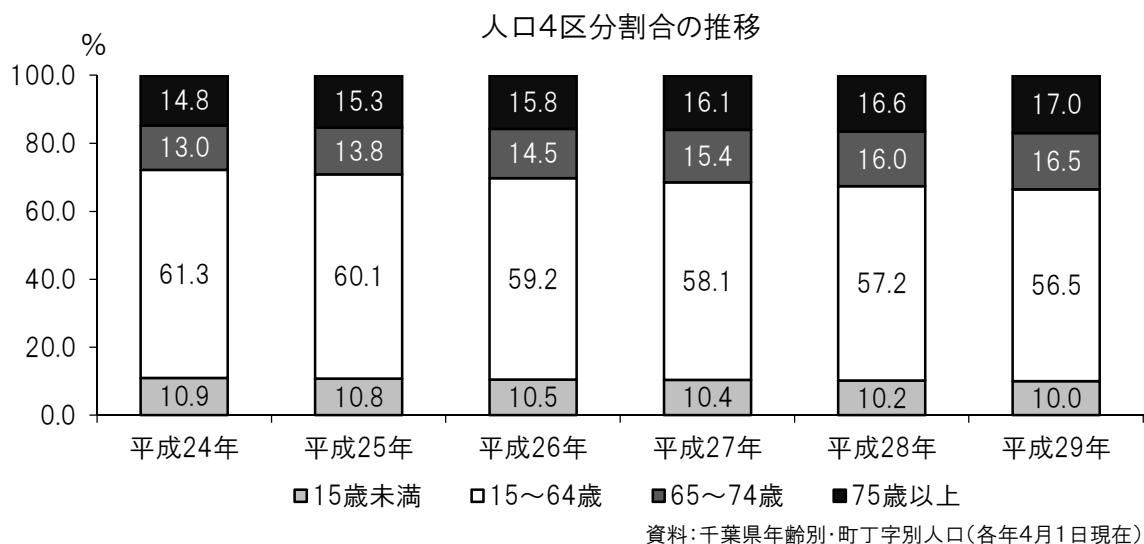
## 第2節 統計からみる現状

### (1) 人口の状況

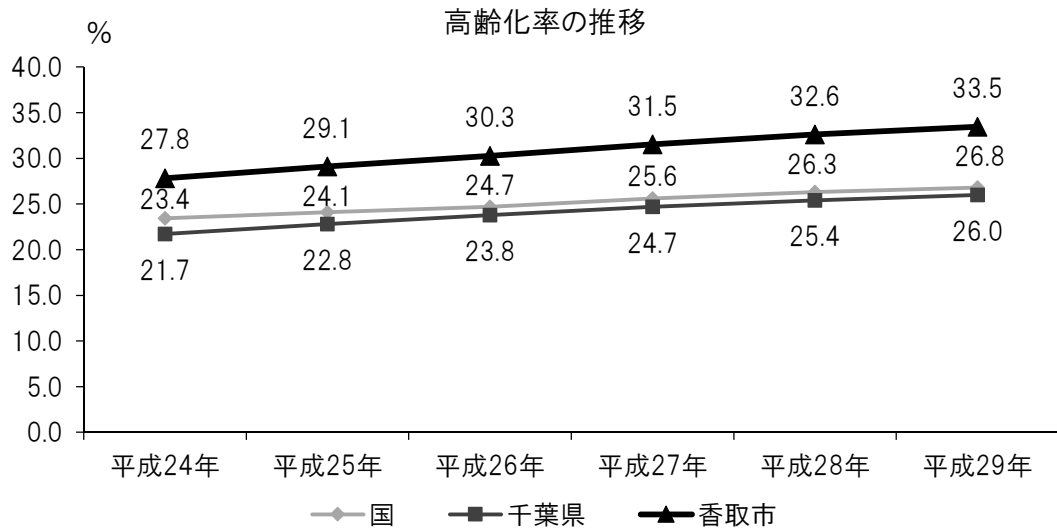
総人口は減少傾向にあり、平成29年時点で78,585人となっています。内訳としては、特に15歳未満と15～64歳は減少していますが、一方で65歳以上は増加しています。



人口4区分割合も同様に、15歳未満と15～64歳は減少していますが、一方で65歳以上は増加しています。平成29年時点で65歳以上の高齢化率は、33.5%となっています。

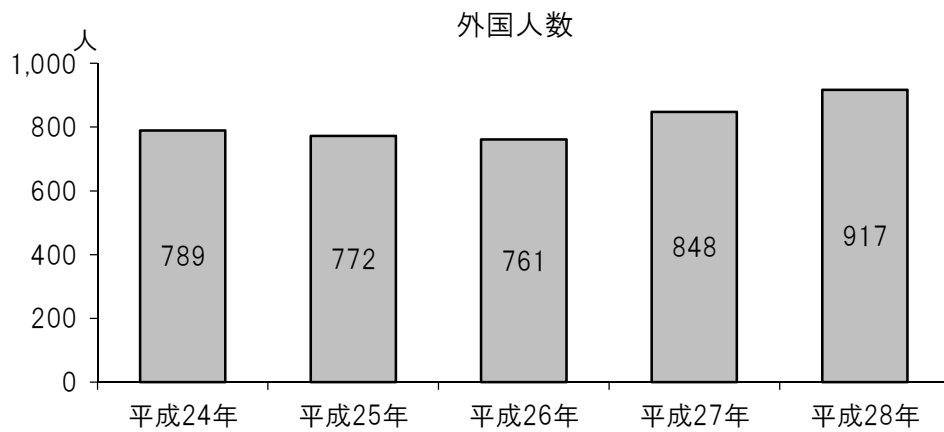


高齢化率は、国・千葉県に比べ高い数値で推移しており、平成 29 年では国よりも 6.7 ポイント高くなっています。



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）  
国のみ総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

外国人数は平成 27 年以降やや増加傾向にあり、平成 28 年時点で 917 人となっています。



資料：千葉県内の住民基本台帳による外国人数（各年 12 月末）

地域内訳としては、アジアが約9割と大半を占めており、中でも中国やタイの占める割合が多くなっています。

平成 28 年 地域内訳

単位：%

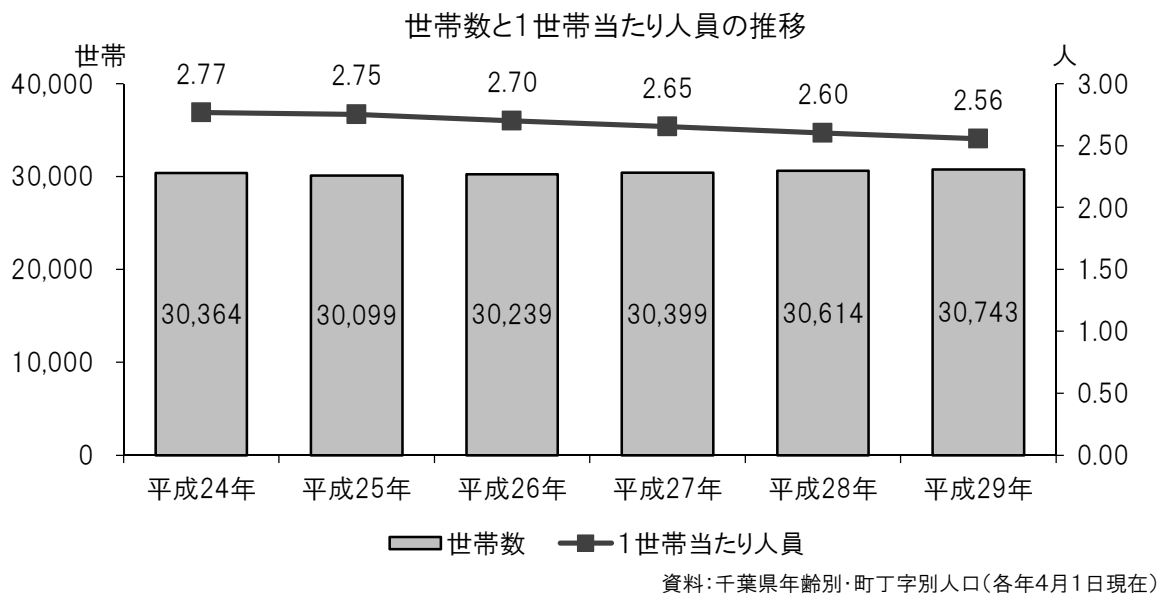
アジア	92.8
中国	26.3
タイ	20.4
ベトナム	12.9
フィリピン	11.6
台湾	6.4
韓国・朝鮮	5.7
その他	9.5
ヨーロッパ	1.0
アフリカ	0.2
北米	1.2
南米	4.6
オセアニア	0.1
無国籍	0.1

資料：千葉県内の住民基本台帳による外国人数



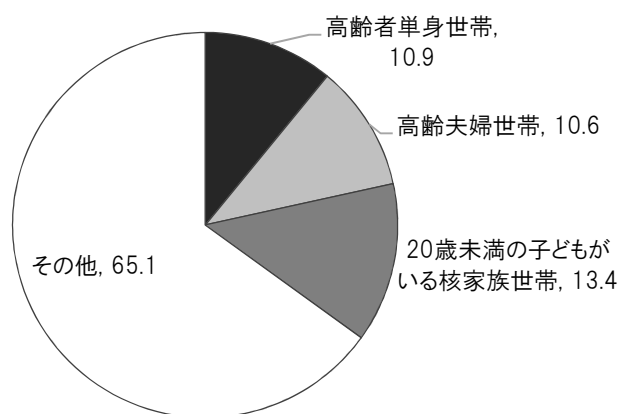
## (2) 世帯の状況

世帯数は微増傾向にあり、平成29年時点で30,743世帯となっています。一方1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成29年時点で2.56人となっています。



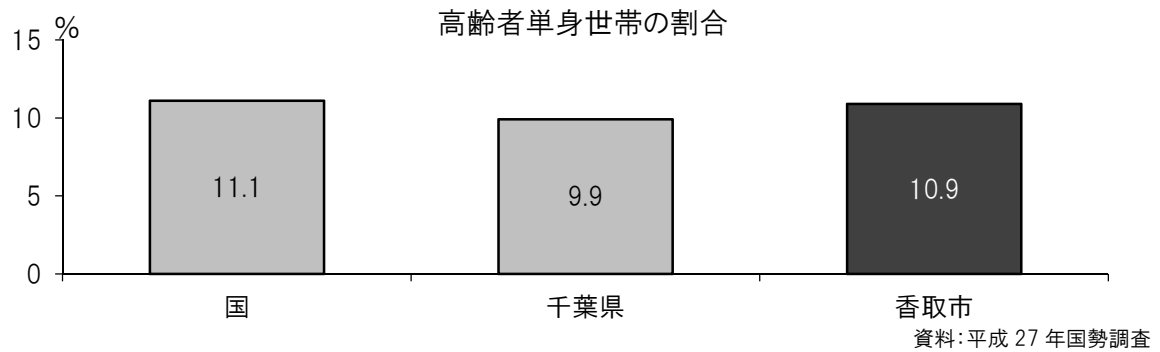
世帯の内訳として、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯、20歳未満の子どもがいる核家族世帯は各1割程度いる状況です。

世帯の内訳(一部)

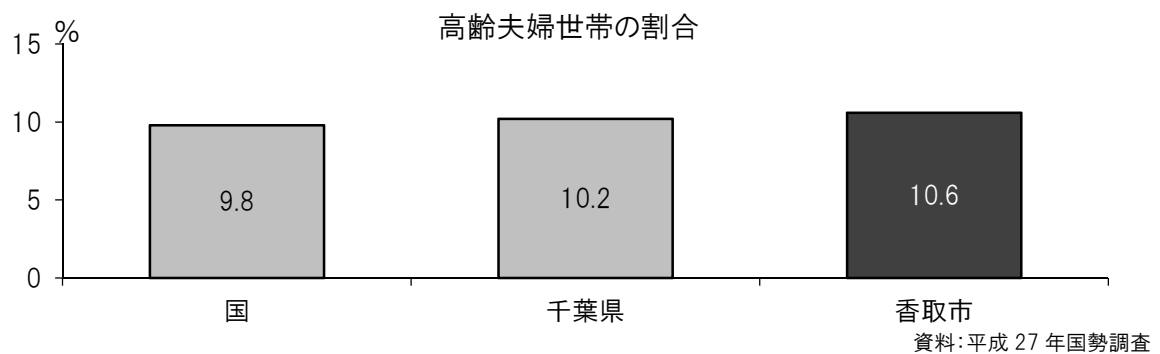


資料：平成27年国勢調査

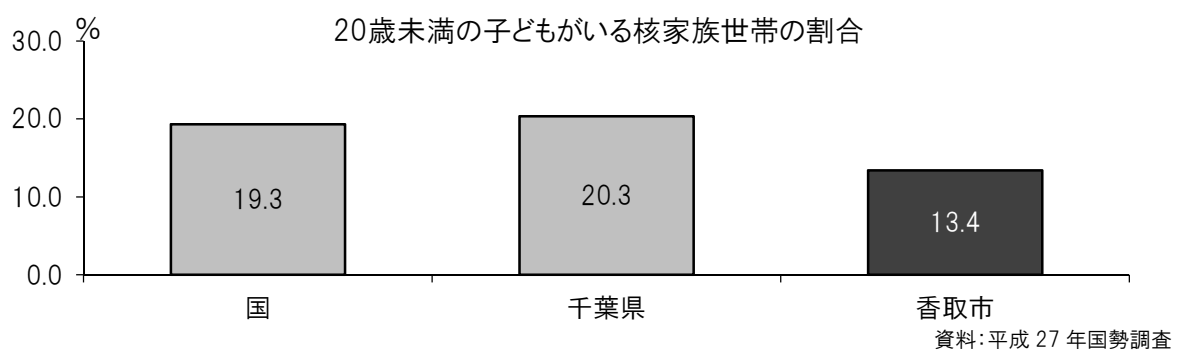
高齢者単身世帯の割合は本市では 10.9%と、国の 11.1%よりは低いものの、千葉県の 9.9%よりやや高くなっています。



高齢者夫婦世帯の割合は本市では 10.6%と、国・千葉県に比べ若干高くなっています。

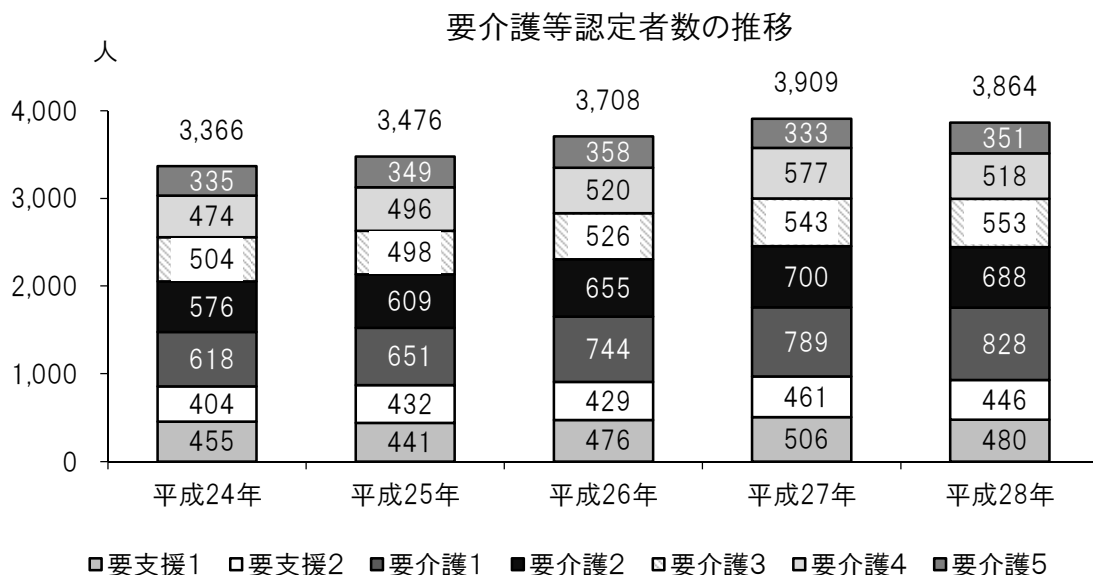


20 歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は本市では 13.4%と、国の 19.3%や千葉県の 20.3%に比べ特に低くなっています。

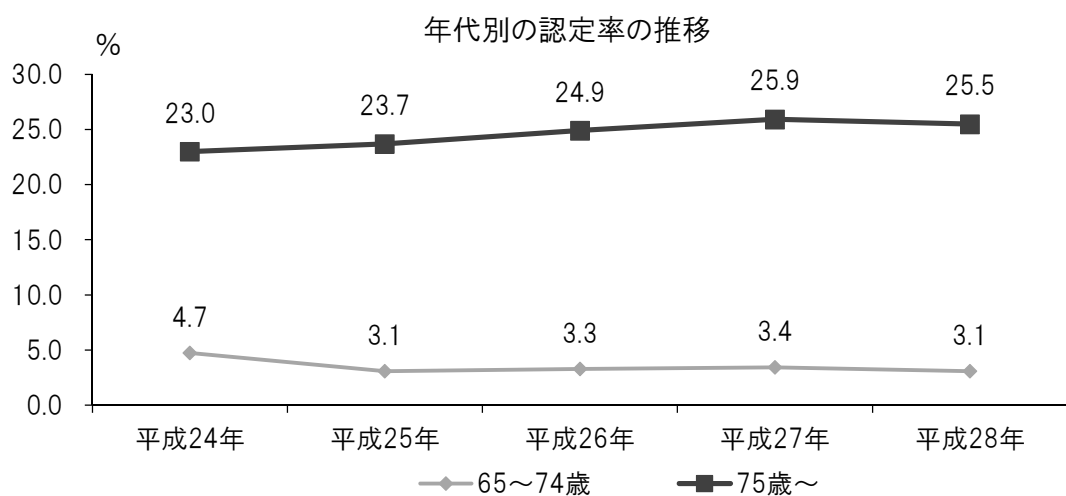


### (3) 支援を必要とする人の状況

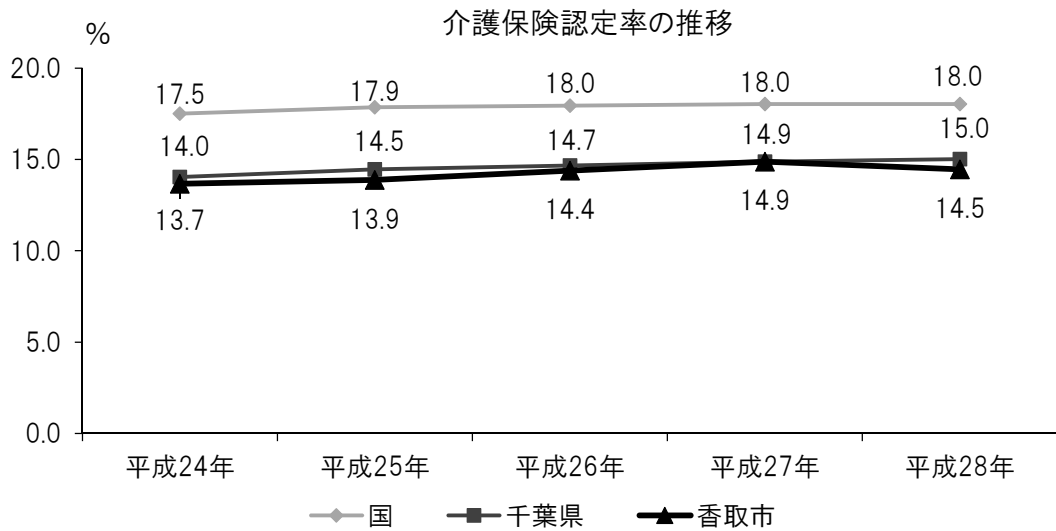
要介護等認定者数は平成27年まで増加傾向にあり、平成28年時点で3,864人となっています。内訳としては特に要介護1が占める割合が多くなっています。



認定率は65~74歳は3~4%前後で推移していますが、75歳以上は平成27年まで微増傾向にあり、平成28年時点で25.5%と、75歳以上の4人に1人が介護保険の認定を受けている状況です。

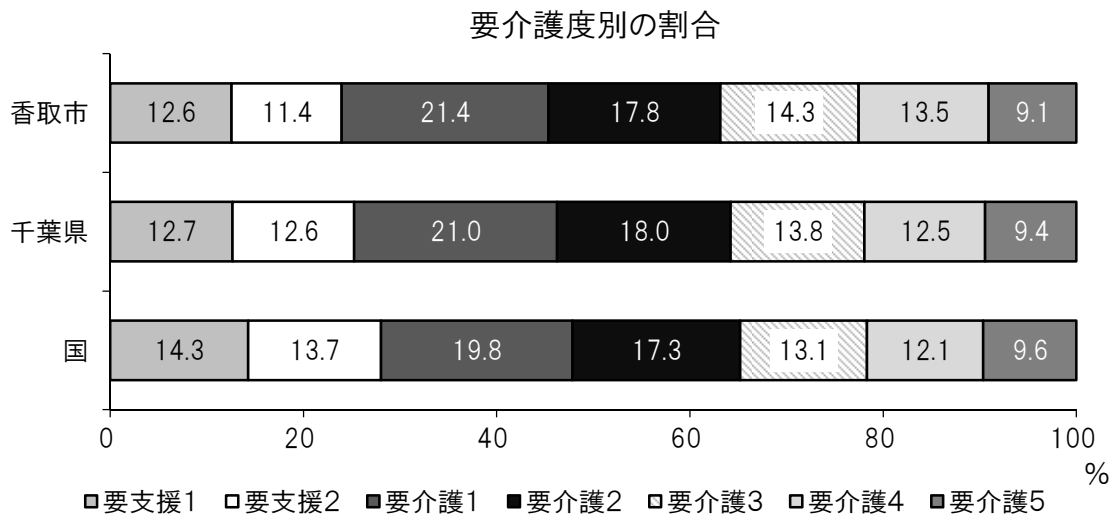


介護保険認定率は、国に比べると低く、千葉県とほぼ同程度で推移しています。



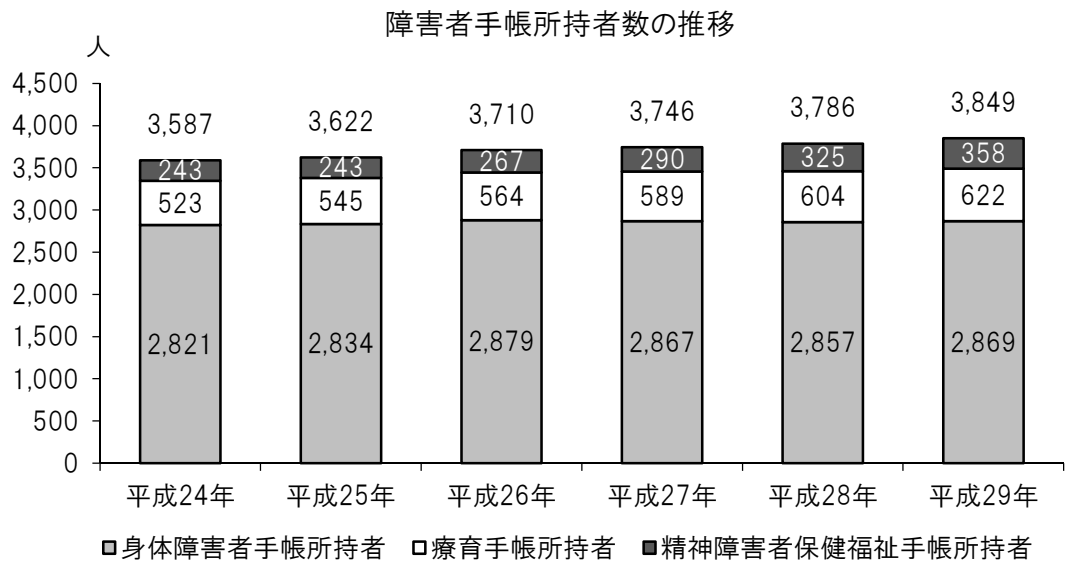
資料：介護保険事業状況報告暫定版(各年 10 月末現在)

要介護度別の割合は、千葉県とほぼ同程度の割合となっており、国に比べ要介護 1 までの割合がやや少なくなっています。



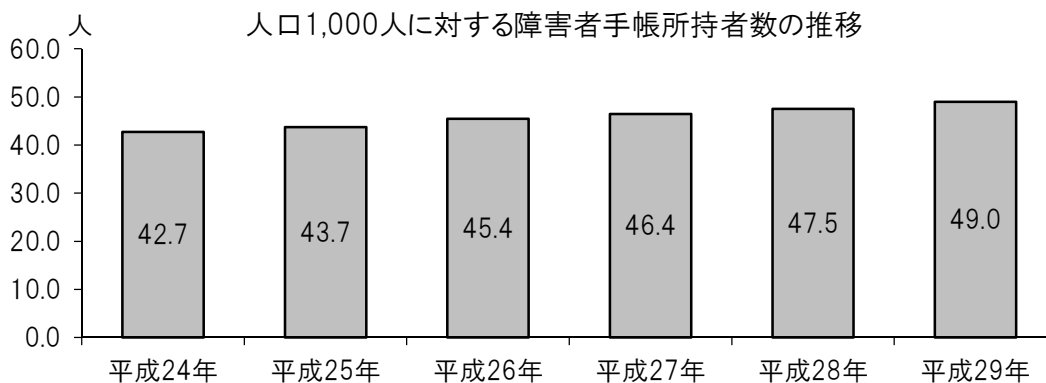
資料：介護保険事業状況報告暫定版(平成 28 年 10 月末現在)

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成29年時点で3,849人となっています。



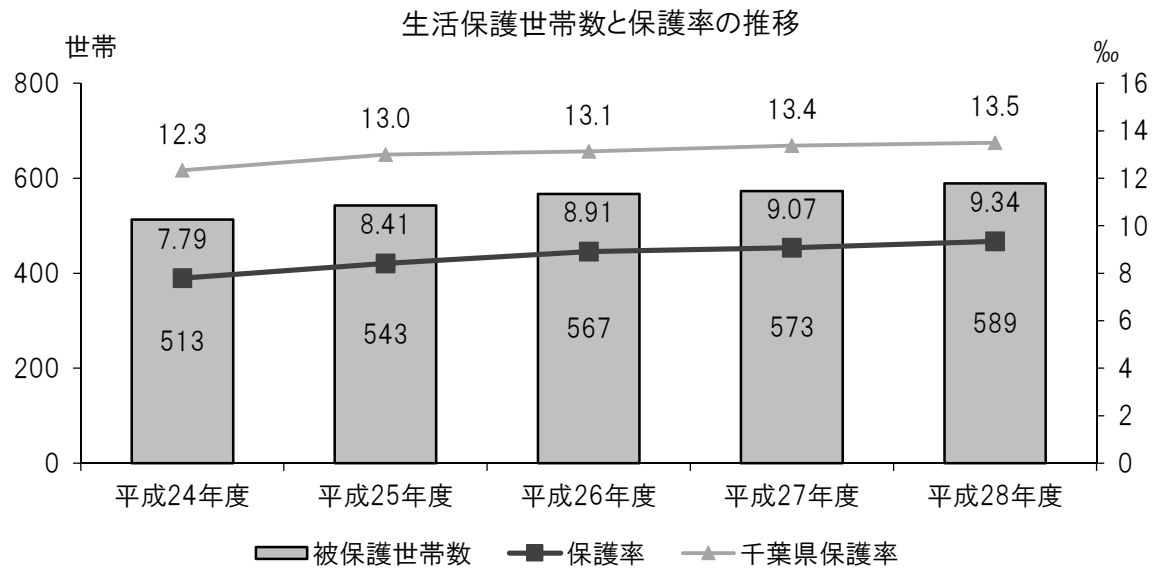
資料：千葉県市町村ごとの障害者手帳所持者数

人口1,000人に対する障害者手帳所持者数は、増加傾向にあります。



資料：千葉県市町村ごとの障害者手帳所持者数

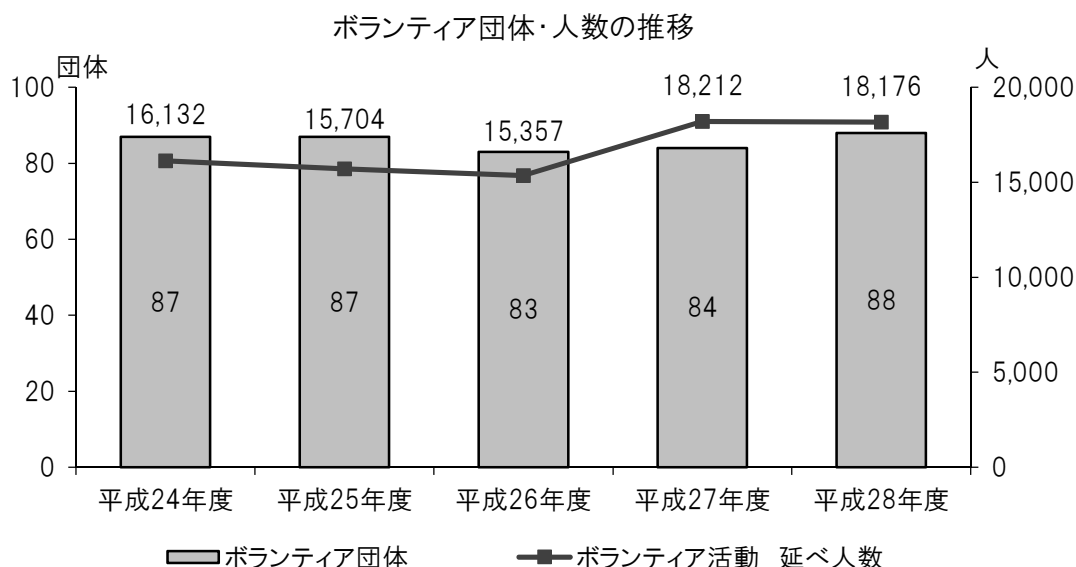
生活保護世帯数と保護率は増加傾向にあり、平成28年時点で589世帯、9.34%となっています。千葉県の保護率と比較すると、低い値で推移しています。



資料：香取市統計書  
千葉県は千葉県統計年鑑

#### (4) 地域の活動

ボランティア団体数は一度減少したものの、平成 28 年度には増加しているほか、ボランティア人数は平成 24 年度に比べると増加傾向にあります。



資料：香取市社会福祉協議会事業報告書

本市では、身近な基礎住民組織である自治会の他に、認可地縁団体や住民自治協議会などの地域の団体があり、活発な活動が行われています。

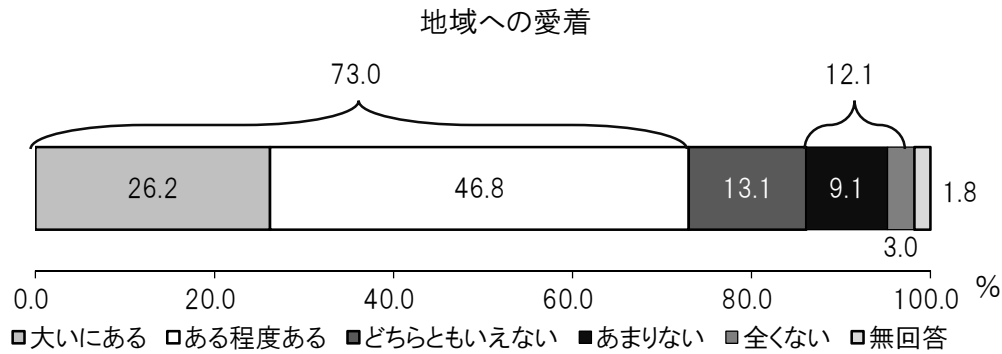
#### 地域の団体

自治会	地域に住む人たちが隣近所で互いに連携し支え合いながら、明るく住みよい豊かなまちづくりのための活動を、自主的に行う最も身近な住民組織です。	309
認可地縁団体	地縁による団体(区・自治会・町内会など一定の区域内に住所を有する者の“地縁”に基づいて形成され、区域に住所を有する人はだれでも構成員になれる団体)が、市長の認可を受けることにより認可地縁団体となり、法人格が付与されます。	60
住民自治協議会	小学校区単位程度の範囲で、住民の皆さんや自治会、地区社協、民生委員・児童委員、主任児童委員、PTA、子ども会、高齢者クラブなど、地域で活動するさまざまな主体が集まって構成され、それぞれが互いに連携、協力して活動する組織です。	21

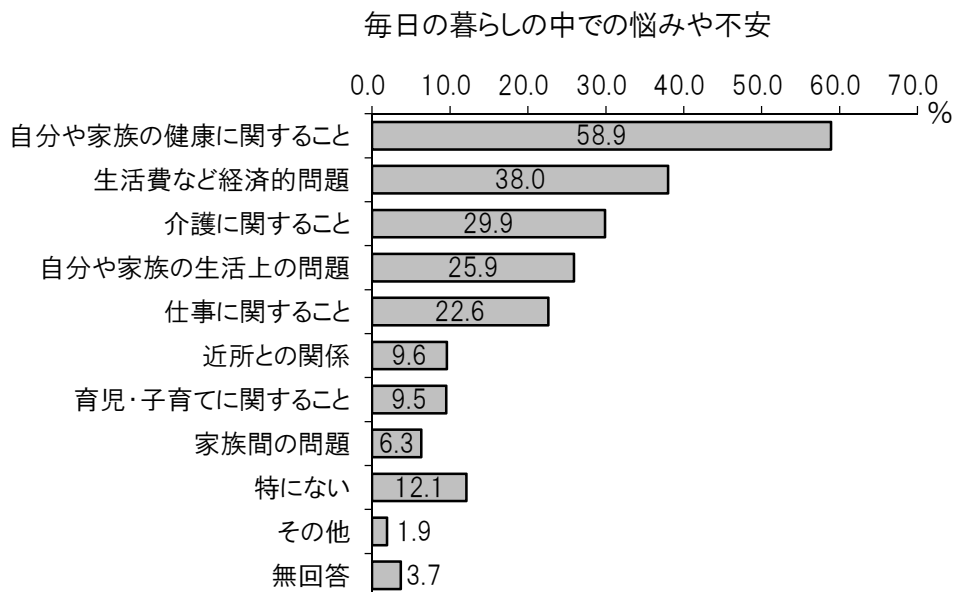
### 第3節 アンケート調査からみる現状

#### (1) 地域での生活の様子

地域への愛着は、「大いにある」「ある程度ある」を合わせると、約7割が『ある』との回答となっています。

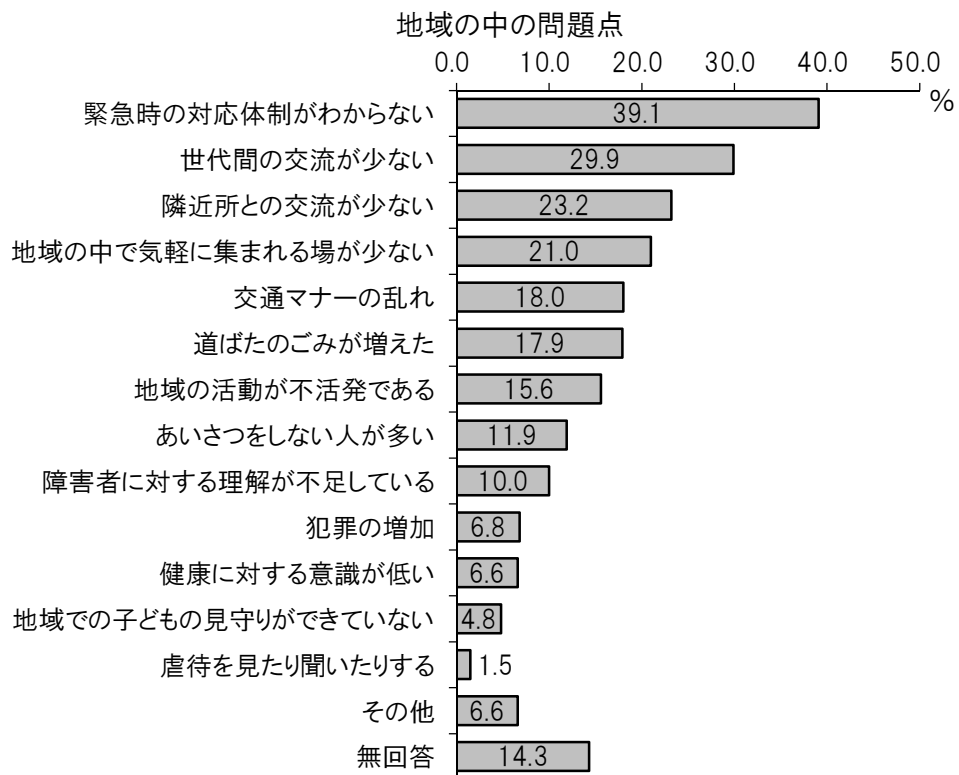


毎日の暮らしの中での悩みや不安は、健康や介護に関することや経済的問題などが多くなっています。

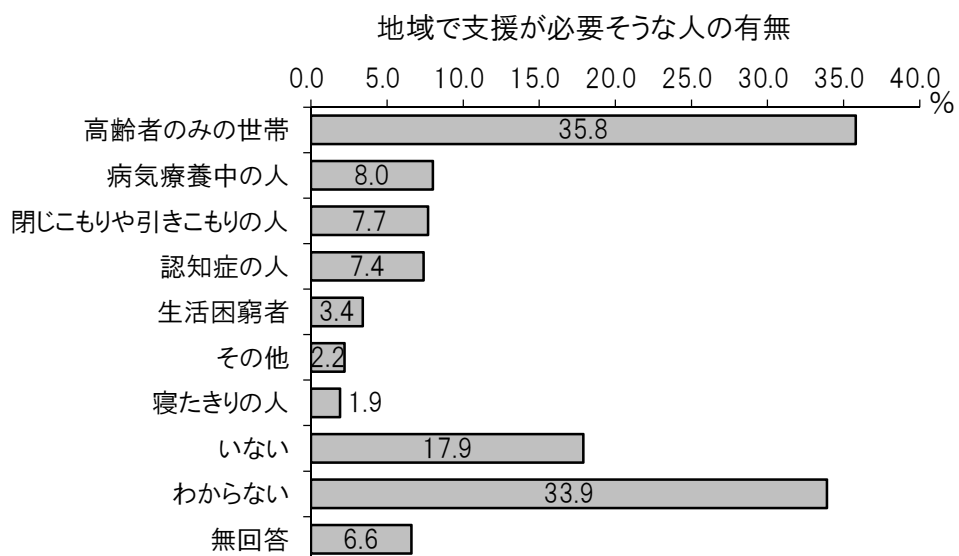




地域の中の問題点としては、緊急時の対応体制がわからないことが約4割で最も多いほか、世代間や隣近所の交流、気軽に集まれる場がないといった、交流に関する問題点が上位に挙げられています。

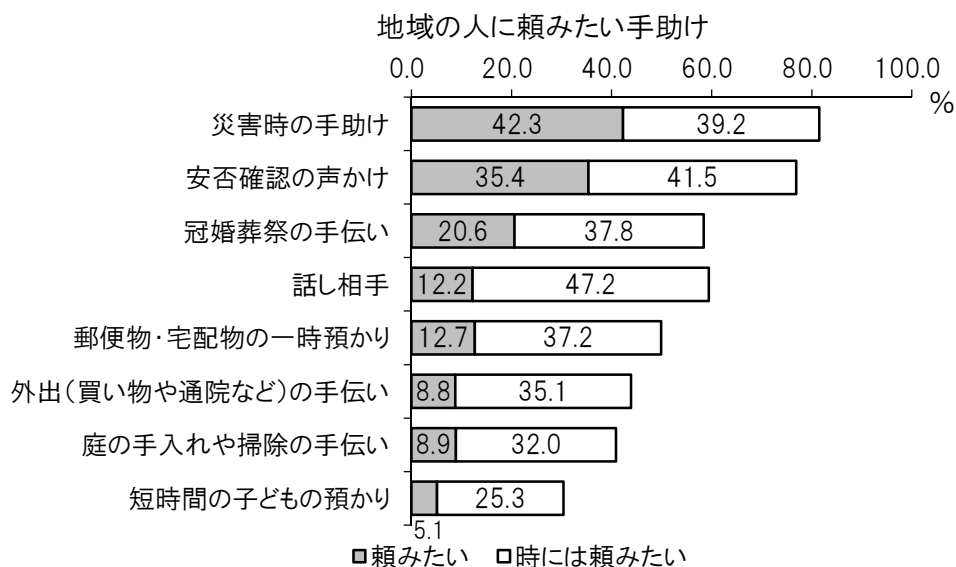


地域で支援が必要そうな人については、わからないが約3割と多くなっていますが、高齢者のみの世帯をはじめとし、さまざまな困りごとを抱えた人がいるとの回答が挙げられています。

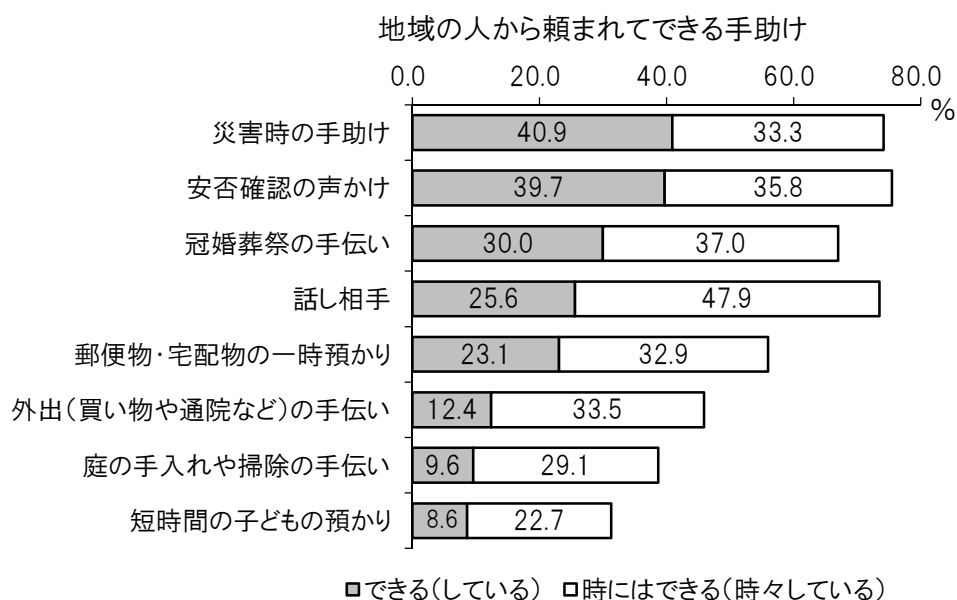


## (2) 地域での手助けの様子

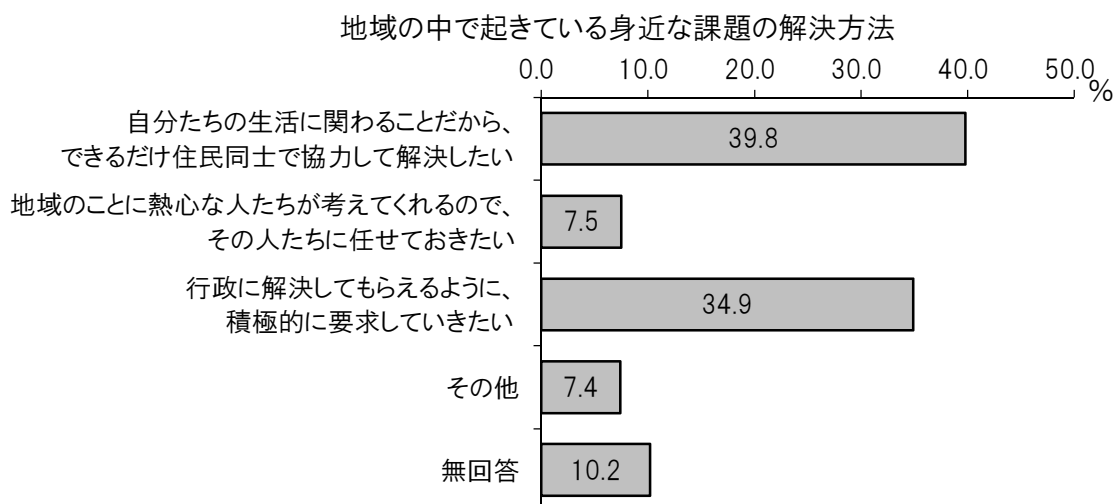
地域の人に頼みたい手助けとしては、災害時や安否確認、冠婚葬祭など非常時の内容が特に多くなっています。



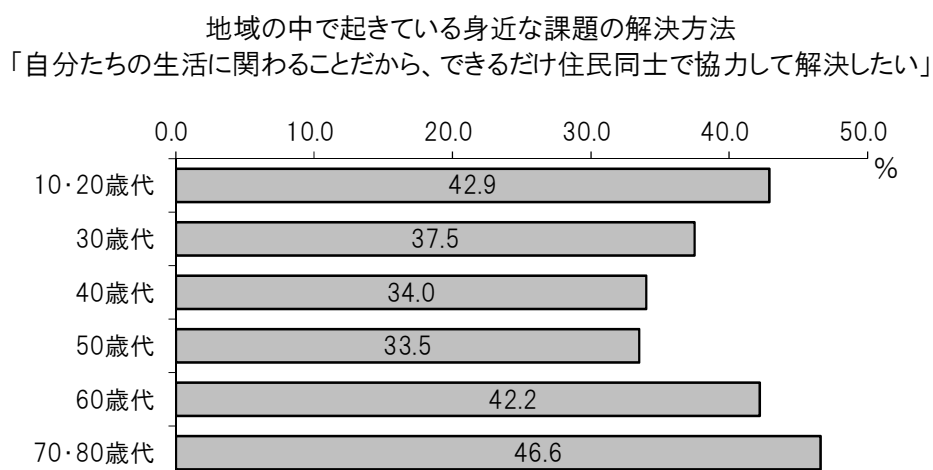
地域の人から頼まれてできる手助けについても、災害時や安否確認、冠婚葬祭など非常時の内容が特に多いほか、話し相手や郵便物・宅配物の一時預かりなど身近な内容についても多くなっています。



地域の中で起きている身近な課題の解決方法として、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が 39.8%と最も多い一方、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」も 34.9%と多くなっています。

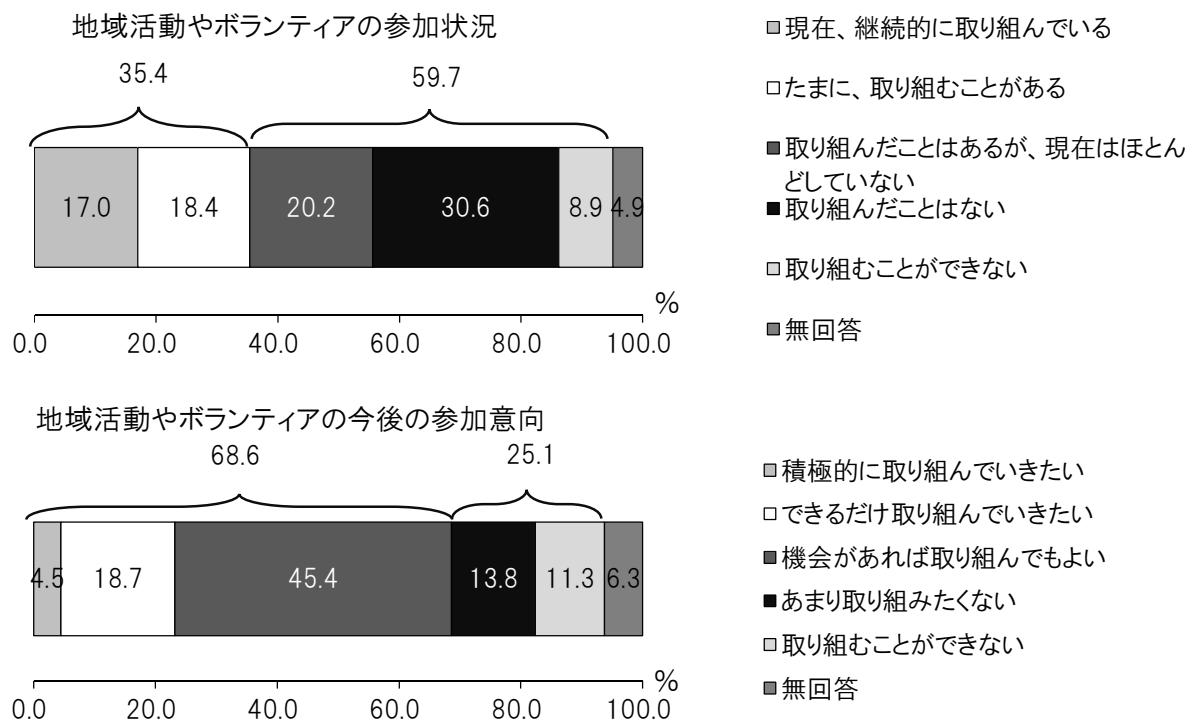


地域の中で起きている身近な課題の解決方法の中で「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」との回答は、40歳代・50歳代では特に低くなっています。



### (3) 地域活動やボランティアの状況

地域活動やボランティアについては 35.4%が参加しており、68.6%が今後の参加意向を示しています。



地域活動やボランティアの参加条件は年代によって若干異なりますが、「気軽に参加できる」や「身近なところで活動できる」、「活動時間や曜日が自由」等が上位に挙げられています。

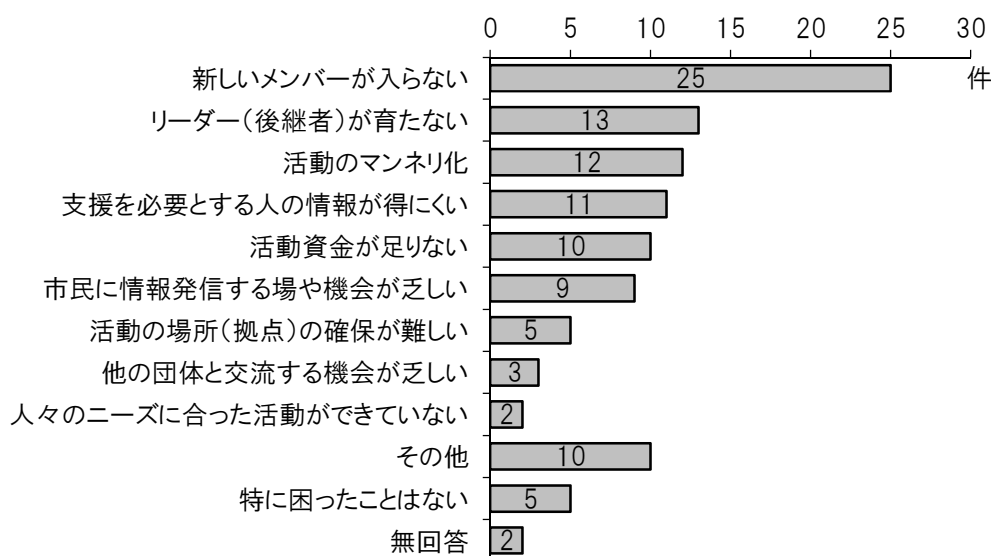
地域活動やボランティアに今後参加したい方の、参加条件

単位:%

	気軽に参加できる	身近なところで活動できる	活動時間や曜日が自由	経済的な負担が少ない	友人等と一緒に参加できる	活動情報の提供がある	適切な指導者がリーダーがいる	身体的な負担が少ない	特技や知識が活かせる
10・20 歳代	66.2	49.2	52.3	40.0	43.1	18.5	21.5	10.8	23.1
30 歳代	55.1	43.5	49.3	36.2	27.5	23.2	29.0	21.7	11.6
40 歳代	60.9	54.8	53.9	40.0	24.3	24.3	30.4	20.0	9.6
50 歳代	64.2	48.8	61.1	45.1	19.1	24.7	32.1	26.5	15.4
60 歳代	57.0	57.4	48.7	31.7	19.6	19.1	29.6	25.2	17.0
70・80 歳代	49.7	49.0	26.2	17.9	20.7	10.3	25.5	29.0	9.7

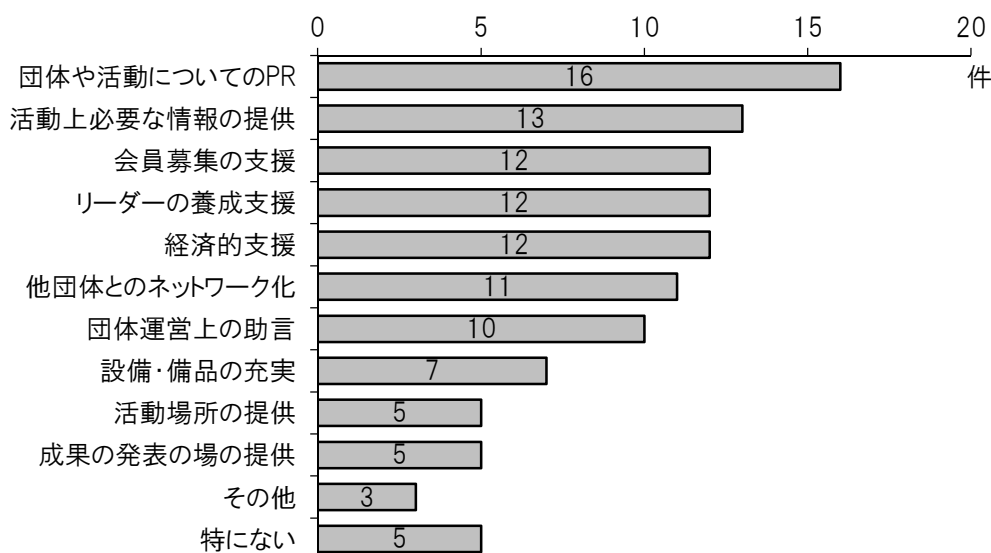
団体調査において、活動団体が困っていることとしては、新しいメンバーが入らないことやリーダーが育たないことが上位に挙げられています。

【団体調査】活動上困っていること

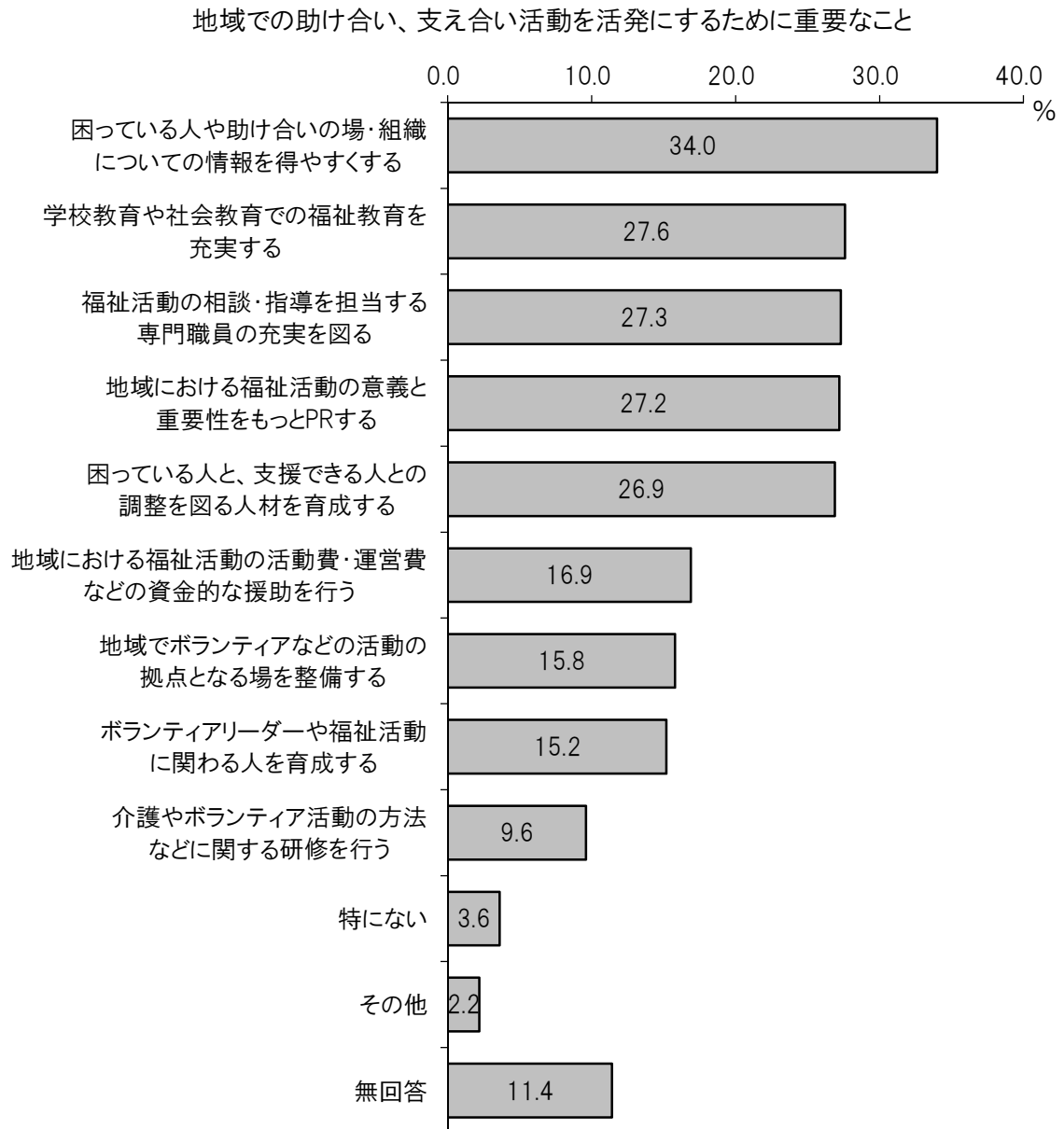


団体調査において、活動していくうえで市に望むこととしては、「団体や活動についてのPR」や「活動上必要な情報の提供」が多くなっています。

【団体調査】活動していくうえで市に望むこと



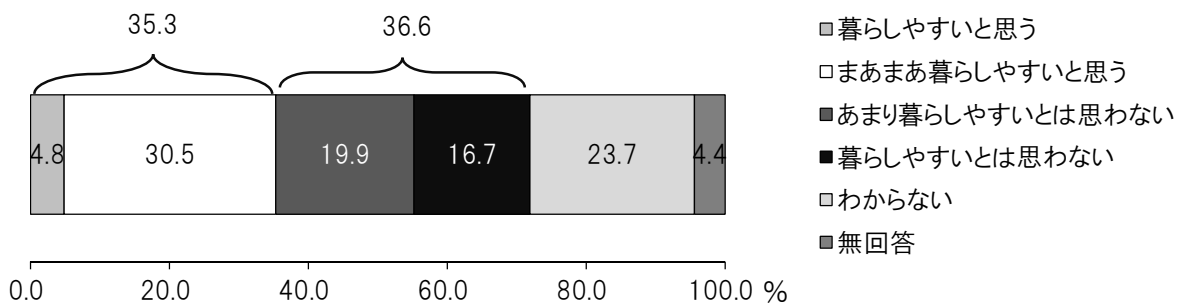
地域での助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこととしては、困っている人や助け合いの場・組織についての情報を得やすくすること、困っている人と支援できる人の調整ができる人材育成といったマッチングに関するもののほか、福祉教育の充実、専門職の充実、地域福祉の重要性のPR等が上位に挙げられています。



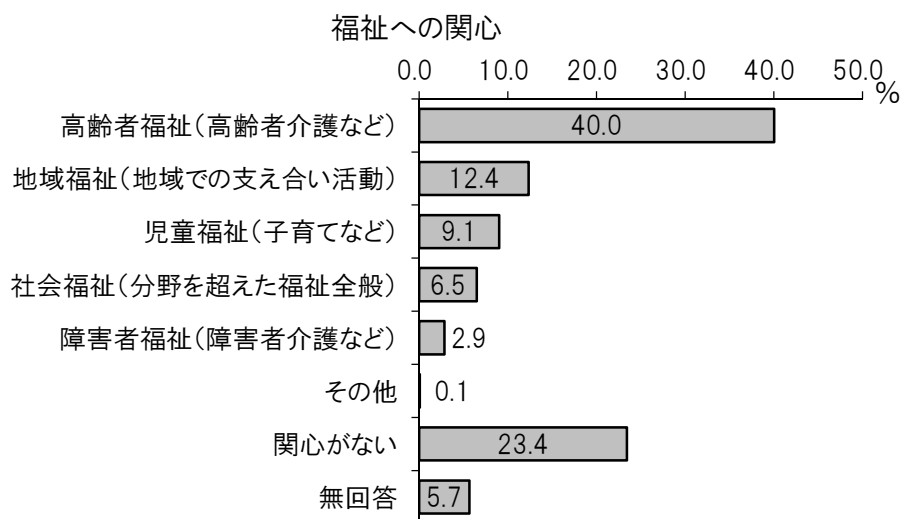
#### (4) 福祉サービスについて

本市が子どもや高齢者、障害のある人などにとって暮らしやすいまちだと思うかについて「あまり暮らしやすいとは思わない」と「暮らしやすいとは思わない」を合わせると36.6%と多くなっています。

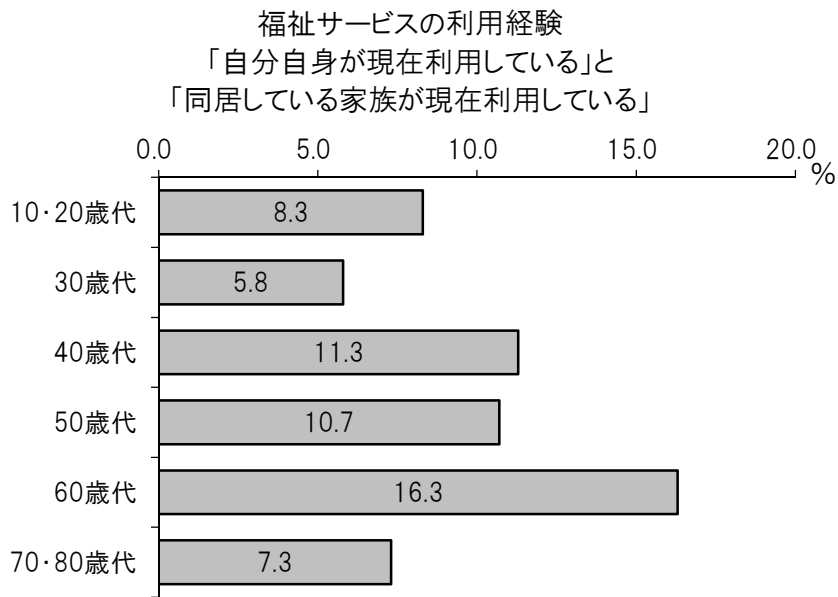
本市が子どもや高齢者、障害のある人などにとって暮らしやすいまちだと思うか



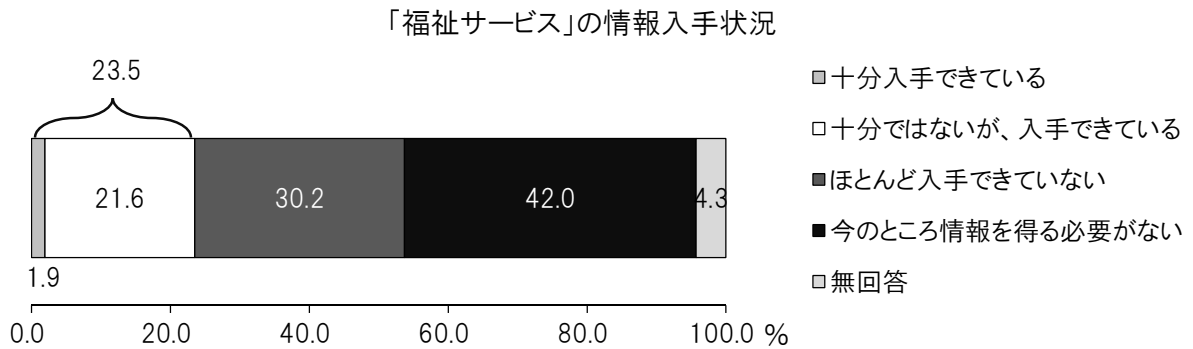
福祉への関心は、「高齢者福祉（高齢者介護など）」が40.0%で最も多く、次いで「関心がない」が23.4%、「地域福祉（地域での支え合い活動）」が12.4%と、地域福祉への関心は薄い状況です。



自分や家族の福祉サービスの利用経験は、60歳代が最も多くなっています。



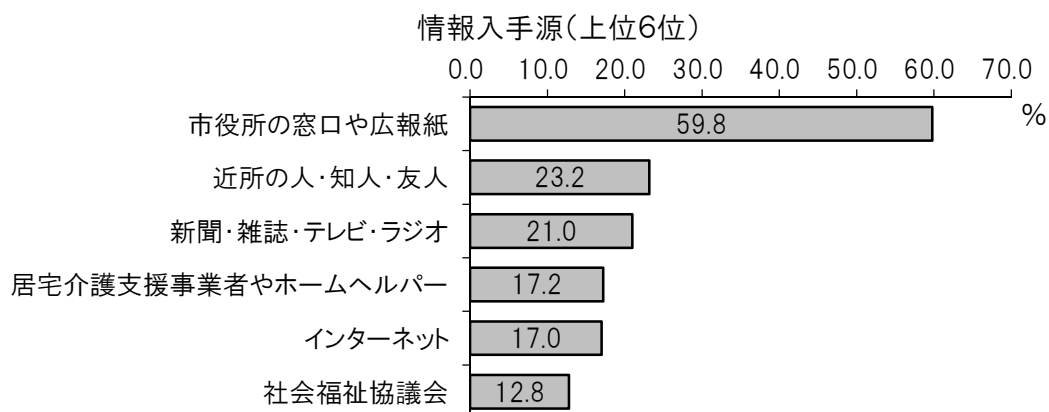
福祉サービスの情報入手状況は、「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」を合わせた『入手できている』は 23.5%であり、30.2%が「ほとんど入手できていない」の方が多くなっています。





福祉サービス等の情報入手源としては、「市役所の窓口や広報紙」が約6割で最も多く、次いで「近所の人・知人・友人」や「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が約2割と続いています。

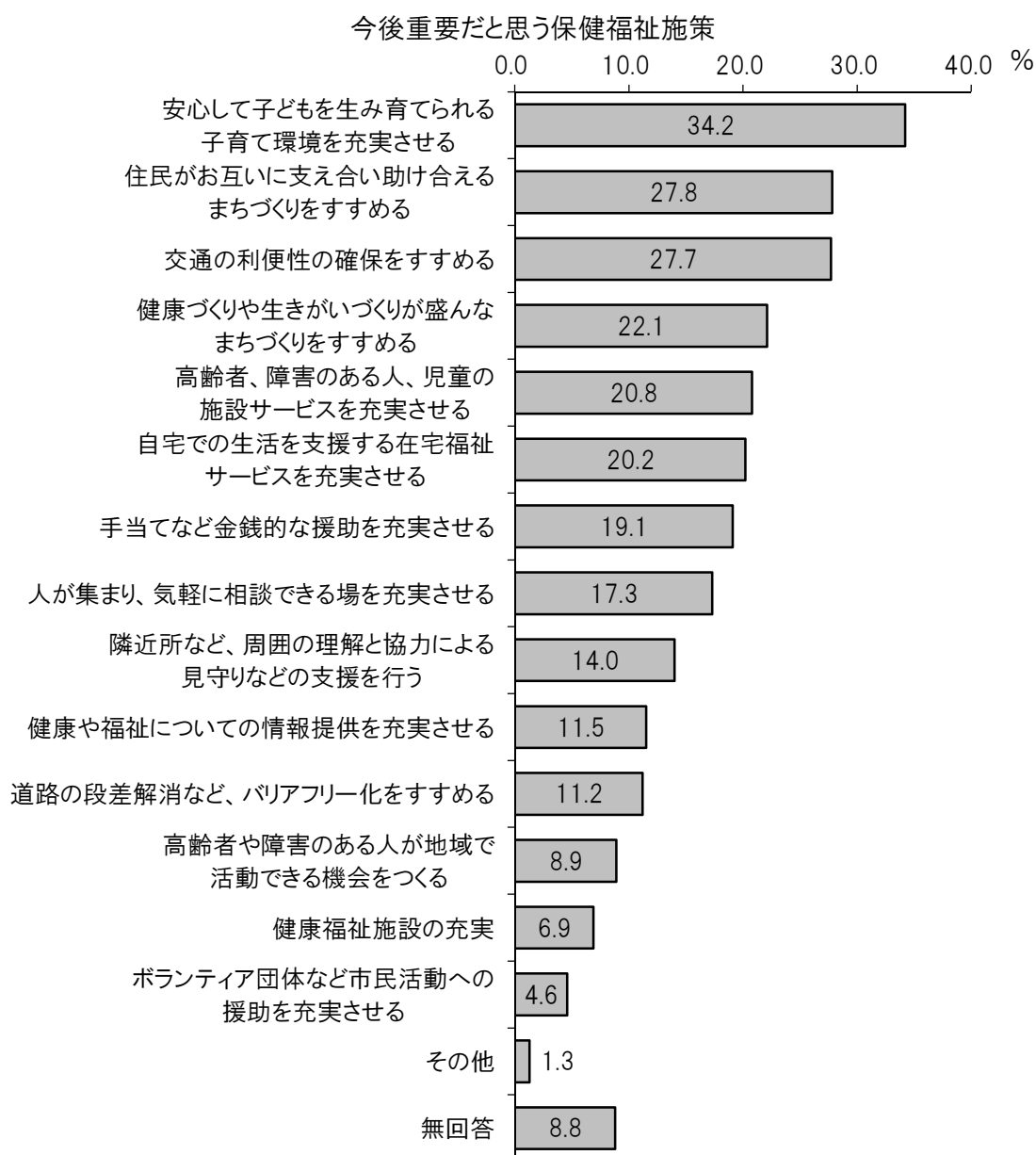
年代別にみると、40歳代以下ではインターネットが多いほか、50歳代・60歳代では「居宅介護支援事業者やホームヘルパー」が多いなど、年代によってよく見る情報源が異なります。



単位：%

	1位回答	2位回答	3位回答
10・20歳代	市役所の窓口や広報紙 40.5	インターネット 40.5	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ 35.1
30歳代	市役所の窓口や広報紙 57.4	インターネット 36.2	近所の人・知人・友人 21.3
40歳代	市役所の窓口や広報紙 57.5	インターネット 29.9	近所の人・知人・友人 26.4
50歳代	市役所の窓口や広報紙 63.2	居宅介護支援事業者や ホームヘルパー 25.6	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ 22.4
60歳代	市役所の窓口や広報紙 65.4	近所の人・知人・友人 24.9	居宅介護支援事業者や ホームヘルパー 22.2
70・80歳代	市役所の窓口や広報紙 54.1	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ 27.4	近所の人・知人・友人 23.0

今後重要だと思う保健福祉施策としては、子育て環境の充実が最も多くなっているほか、お互いに支え合い助け合えるまちづくりという地域福祉に関する施策も2番目に多くなっています。



## 第4節 第1次計画の進捗状況

第1次計画は、下記の施策体系で実施してきました。各取り組みについて庁内評価を実施した結果から見た進捗状況は下記のとおりです。

### (1) 支えあいのあるまちづくり

施策	進捗状況
1-1 地域で支えあう仕組みづくり	コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーターを増員するなど体制が整備されましたが、支所ごとに分散されていることなどもあり、適切な活用に向けては今後の工夫が必要です。また、市民全体に向けた地域福祉の啓発やボランティア等の活性化はやや不十分となっています。
1-2 地域活動への参加の促進	
1-3 支えあう環境づくり	
1-4 福祉の環境づくり	

### (2) 自立して生活できるまちづくり

施策	進捗状況
2-1 自立を支える仕事づくり	地域包括支援センターへの専門職の配置や子育てガイドブックの新規発行など、高齢者・障害者・子どもに対する各種福祉サービスを充実しており、利用者は増加傾向にあります。また、各種相談窓口での相談業務を行っていますが、相談内容が多様化・複合化する中、連携強化のための相談体制の整備が必要となっています。
2-2 自立を支える健康づくり	
2-3 自立を支える生活支援	
2-4 自立を支える体制づくり	

### (3) 安全・安心に暮らせるまちづくり

施策	進捗状況
3-1 災害時対策の推進	防災・防犯の取り組みは地域とともにさまざまな取り組みを行っており、中でも避難場所の見直し・周知や避難訓練等を実施し自主防災組織への資機材支援数は増加しています。また、バリアフリーマップ(トイレ編)の作成等快適な生活環境の整備に向けた取り組みのほか、路線バス・循環バスの維持など移動環境の整備に取り組みましたが、交通不便地域が依然としてあるなど、一層の環境整備が必要となっています。
3-2 防犯・交通安全対策の推進	
3-3 移動の確保と環境整備	
3-4 快適な生活環境の推進	

## 第5節 地域福祉に関する課題

本市の地域特性、統計数値、アンケート調査結果及び第1次計画の進捗状況と、本市における地域福祉を取り巻く現状に最近の国の動向を踏まえ、下記の4つの課題が明らかになりました。

### ●助け合い・支え合う地域福祉の意識を育む基盤が必要です。

世帯の少人数化が進む中、アンケート調査では、地域の中の問題点として、世代間や隣近所の交流、気軽に集まれる場がないといった、交流に関する問題点が上位に挙げられており、地域力の希薄化が伺えます。

第1次計画期間の市民全体に向けた地域福祉の啓発機会はやや少なくなっており、一層の意識啓発が重要であるとともに、さまざまな地域団体とも協力しながら、地域における交流機会を充実するなど、地域福祉の意識を育む基盤が必要です。

### ●地域で助け合えるような活動の活性化やネットワーク化等の仕組みが必要です。

支援を必要とする人は増加傾向にあり、アンケート調査では、高齢者のみの世帯をはじめとし、多様な困りごとを抱えた人が地域にいる状況が浮かび上がってきました。一方、支援を行う担い手として、地域活動やボランティアに継続的に取り組んでいる人は少ない状況です。また、地域福祉活動を活発にするために重要なこととして、マッチングに関する項目が多く挙げられています。

これまでも各種コーディネーターを増員してきましたが、各種地域活動を活性化する支援を行いながら、マッチング機能を強化し、さまざまな団体や機関が連携しながらネットワークを構築していく仕組みが必要です。

● 平常時も緊急時も誰もが安心して暮らせる環境が必要です。

福祉サービスを受けている人は増加傾向にあるほか、アンケート調査では、地域の中の問題点として緊急時の対応体制が分からないことが最も多く、地域の人に頼みたい手助けとして災害時や安否確認など非常時の内容が特に多くなっています。

緊急時に頼りになるのは、常日頃からの近所付き合いや避難訓練などの平常時のつながりと備えです。防災・防犯などに地域全体で取り組みながら、快適な生活環境の整備や高齢者・障害者・子育て支援等の各種サービスの質の向上など、地域の中で誰もが安心して暮らせる環境が必要です。

● 市民が身近な圏域で主体的に地域課題を把握・解決できる体制づくりが必要です。

国では、少子高齢・人口減少社会の危機を乗り越えるために、すべての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められており、地域福祉の推進は、この地域共生社会の実現のために不可欠な取り組みです。

これらを実現するためには、これまで実施してきた意識啓発や地域活動への支援などの個別の取り組みを有機的に連携させ、市民が身近な圏域で主体的に地域課題を把握し、解決できる体制づくりが必要です。

## 第3章 計画の目指す方向

### 第1節 計画の基本理念

第1次計画では、「健やかに住み続けたい 支えあいのまち かとり」を基本理念として地域福祉を進めてきました。この間、さまざまな取り組みを進めてきましたが、アンケート調査による市民意見や地域福祉を取り巻く現状、第1次計画の評価結果等から、さまざまな課題が導き出されました。

また、平成30年度からの新たな総合計画の将来都市像として、「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取～人が輝き 人が集うまち～」が掲げられました。

以上のことから、第1次計画の基本理念を踏襲しながら、本計画の基本理念を次のように決めました。

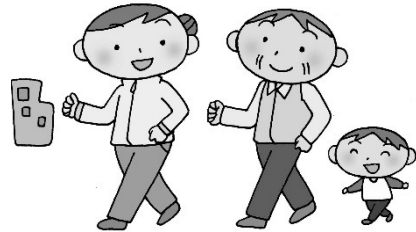
健やかに住み続けたい 支えあいのまち 香取  
～人が輝き 人が集う地域～



## 第2節 計画の基本目標

### 基本目標1 福祉の意識を育む基盤づくり

地域福祉を進めていくためには、助け合い・支え合いの関係を築いていくという地域福祉の考え方を浸透することが必要であるため、意識啓発や福祉教育の充実、地域の交流の促進等を通じて、福祉の意識を育む基盤づくりを進めます。



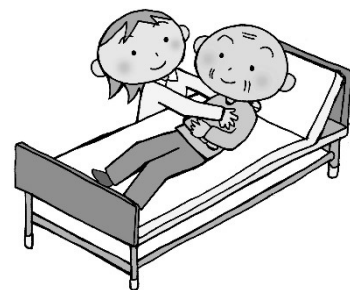
### 基本目標2 地域で助け合える仕組みづくり

地域の多様なニーズに対応していくためには、地域の中で支え合い・助け合いの共助の活動を活性化することが必要となるため、個々の地域活動の活性化を進めるとともに、団体・機関の連携を深め、地域で助け合える仕組みづくりを進めます。



### 基本目標3 安心・安全に暮らせる環境づくり

自助・互助・共助の取り組みだけでは解決が困難なことは、公的サービス等の公助の取り組みが重要となるため、防災・防犯や生活環境の整備、各種サービスの質の向上など、安心・安全に暮らせる環境づくりを進めます。



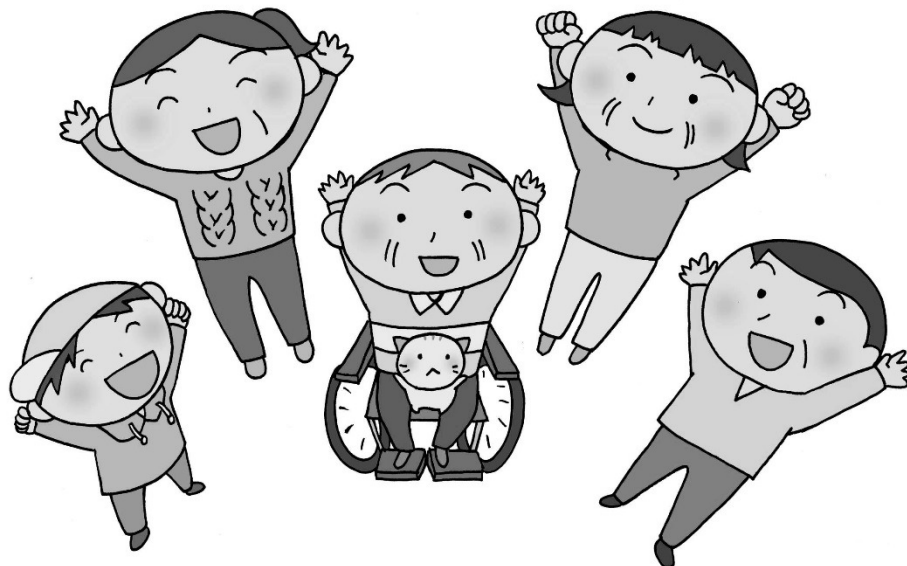
### 第3節 重点施策の設定

基本目標1から基本目標3までの取り組みを有機的に結び付け、市民が身近な圏域で主体的に地域課題を把握・解決できる体制づくりを進めるため、重点施策として「包括的支援体制の構築」を設定します。

本計画期間では、下記の3点を重点的に行うことで、包括的支援体制の構築を目指し、ひいては地域福祉の一層の推進を図ります。

#### 包括的支援体制の構築に向けた方向性

- (1) 市民が地域課題を自分事として捉え、課題解決に向けた取り組みを行う支援
- (2) 市民に身近な圏域で、包括的な相談を行う体制整備
- (3) 多機関の協働による包括的な相談支援体制整備





## 第4節 計画の体系

### 基本理念

健やかに住み続けたい  
支え合いのまち  
香取  
〜人が輝き 人が集う地域〜

### 基本目標

1 福祉の意識を育む基盤づくり

2 地域で助け合える仕組みづくり

3 安心・安全に暮らせる環境づくり

### 施策の方向

1-1 地域福祉の意識啓発

1-2 生きがい・健康づくりの促進

1-3 地域の中の交流の促進

2-1 地域活動の活性化

2-2 ネットワークの充実

2-3 情報提供・相談体制の充実

3-1 災害時対策の推進

3-2 防犯・交通安全対策の推進

3-3 移動等快適な生活環境の整備

3-4 サービスの質の向上

上記基本目標を有機的につなげる重点施策

包括的支援体制の構築

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 福祉の意識を育む基盤づくり

#### 現状と課題

核家族化などの家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの変化などにより、地域の状況が変化しており、地域への関心がない人や地域との関わりを持たない人が増えてきています。このことから、地域住民同士のつながりが薄れ、身近な地域における交流の機会が少なくなってきました。

アンケート調査では、福祉への関心は、「高齢者福祉（高齢者介護など）」が40.0%で最も多く、次いで「関心がない」が23.4%、「地域福祉（地域での支え合い活動）」が12.4%と、地域福祉への関心は薄い状況です。

また、地域の中で起きている身近な課題の解決方法として、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」との回答は、30歳代から50歳代では3割台と特に低く、互助・共助の意識が薄いことが伺えます。

さらに、地域の中の問題点として、「世代間の交流が少ない」が29.9%、「隣近所との交流が少ない」が23.2%で上位回答となっており、地域での交流機会の不足が課題となっています。

これらのことから、以下の3つの施策の方向性を立て、福祉の意識を育む基盤づくりに取り組んでいきます。

- 1-1 地域福祉の意識啓発
- 1-2 生きがい・健康づくりの促進
- 1-3 地域の中の交流の促進

**継続** : 前回計画から引き続き取り組んでいく施策・事業

**充実** : 前回計画から取り組みを充実させていく施策・事業

**新規** : 本計画より新たに位置付ける施策・事業

## 1 - 1 地域福祉の意識啓発

### 施 策

あいさつ・声かけ運動や地域・学校における福祉教育の充実など、地域福祉の意識啓発を行います。

取り組み	概 要	担当課・機関
あいさつ・声かけ運動の推進 充実	あいさつや声かけを通じ、隣近所との関係強化を推進し、地域の問題は地域で解決できる仕組みの構築を目指します。特に、見逃されがちな高齢者以外の要支援世帯への見守り対象の拡大を図ります。	社会福祉協議会
地域における福祉教育の推進 充実	生涯学習の講座や社会福祉協議会の事業などにより、すべての市民を対象とした、福祉について学習する機会の拡充を図ります。	社会福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
小中学校における福祉教育 継続	福祉施設訪問、中学生体験学習、ふれあい交流、手話教室など、福祉教育活動の支援を行うとともに、「特別の教科 道徳」や教科・領域との関連を図れるようにしていきます。 また、地域教育の一環として、地域ボランティアや地域の施設・事業所との連携を通して福祉教育を推進します。	学校教育課 社会福祉協議会
男女共同参画の推進 充実	男女が、性別にかかわらず、子育てや介護、地域活動などにその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民への周知や意識改革のための研修会、セミナーなどを継続的に実施します。	市民協働課
社会福祉大会の開催 充実	福祉関係者が一堂に会し、地域福祉に対する功労者を表彰するとともに地域における包括的支援体制の構築に向け意識啓発を図ります。	社会福祉協議会

### 市民・地域の取り組み

- 気軽に隣近所の人とあいさつを交わします。
- 地域福祉に関心を持ちます。
- 市や社会福祉協議会が開催する研修会、セミナーなどに参加します。

## 1 - 2 生きがい・健康づくりの促進

### 施 策

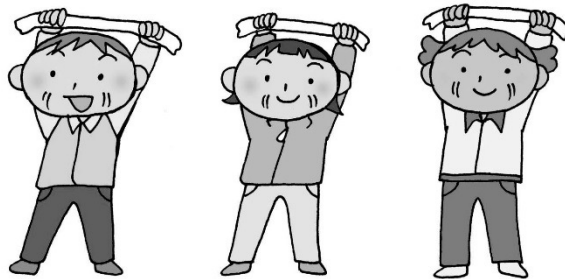
地域の中での健康づくりや介護予防、高齢者・障害者の活躍機会の提供など、生きがい・健康づくりを促進します。

取り組み	概 要	担当課・機関
地域ぐるみの健康づくりの推進 継続	市民が日常生活の中で、運動習慣・食生活改善などの健康づくりを実践できるよう、地域の食生活改善推進員の育成に努めます。 また、関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。	健康づくり課
障害者雇用の促進 継続	職場適応援助者(ジョブコーチ)派遣事業、障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の雇用・労働施策を活用した障害者雇用の促進するなど、就労への流れを構築し、よりよい仕組みづくりを図ります。	社会福祉課
シルバー人材センターの支援 継続	高齢者の健康維持増進、生きがいづくり、社会参加の促進を図ることを目的として、高齢者の能力や経験を活用した就業の機会を確保する、シルバー人材センターの活動を促進します。	商工観光課
介護予防の推進 充実	介護予防の知識の普及や認知症予防、閉じこもり予防に関する教室・研修会を開催するとともに、住民主体の介護予防の取り組みを支援します。	高齢者福祉課

取り組み	概要	担当課・機関
高齢者の食の自立支援 <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">継続</span>	ひとり暮らし高齢者を対象とした安否確認と食の自立に向けた配食サービスについて、事業継続に向けた利用者負担の見直しとともに、市内均一のサービス提供を実現するため、民間業者の活用の検討を行います。	高齢者福祉課
高齢者クラブ活動の推進 <span style="background-color: #000000; color: white; padding: 2px;">新規</span>	高齢者の生きがいと健康増進のため、その知識と経験を生かした地域への奉仕活動を行っている高齢者クラブの活動を推進します。	高齢者福祉課 社会福祉協議会

### 市民・地域の取り組み

- 趣味や仕事など、生きがいを持ちます。
- いつまでも元気・健康に暮らせるように個人・地域で健康づくりに取り組みます。
- 地域で介護予防に取り組みます。



## 1 - 3 地域の中の交流の促進

### 施 策

身近なサロンやイベントの開催などにより地域住民が気軽に参加できる機会を創出し、地域の中の交流を促進します。

取り組み	概 要	担当課・機関
ふれあいサロンの開催 充実	市民同士の気軽な交流のため、ふれあいサロンを開催するとともに、さらに小さな単位での実施を目指し、活動に必要な経費などの助成を検討します。	高齢者福祉課 社会福祉協議会
交流活動拠点の整備 充実	身近な圏域において地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点について、既存施設の利便性の向上や公的施設のほか、空き家・空き店舗、民間施設等の活用を検討します。	社会福祉課 市民協働課 社会福祉協議会
障害者のイベントへの参加支援 継続	ふれあいスポーツ大会、交流会、各種スポーツ大会などへの障害者の参加を支援します。	社会福祉課
障害者スポーツイベントの開催 新規	ふれあいスポーツ大会、フライングディスク大会を開催し、障害を持つ方々との交流と理解を深めます。	社会福祉協議会

### 市民・地域の取り組み

- ・地域で開催されるイベント等に、気軽に参加します。
- ・地域でサロンなど、交流できる機会をつくります。

## 基本目標 2 地域で助け合える仕組みづくり

### 現状と課題

地域で支援を必要とする人が増加する中、個々のニーズが多様化・複雑化しており、地域におけるすべての課題に対し、公的な福祉サービスだけでは対応することが難しくなっています。そのため、地域の各種団体やボランティア、NPO 団体などの多様な民間主体が連携した、互助・共助による支援の必要性が強くうたわれるようになってきています。

統計データでは、人口が減少する一方、要介護等認定者数や障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、日常生活の中で支援を必要とする人に対する身近な地域における助け合いなどの活動が今後一層必要となってきています。

アンケート調査においても、地域で支援が必要そうな人として、「高齢者のみの世帯」の 35.8%をはじめとし、多様な困りごとを抱えた人がいる状況が見えています。

助け合いなどの活動として、地域活動やボランティアの参加状況を見ると、「現在、継続的に取り組んでいる」人は 17.0%と少なくなっています。しかし、今後の参加意向を見ると、68.6%が参加意向を示しており、その参加条件としては「気軽に参加できる」や「身近なところで活動できる」、「活動時間や曜日が自由」等が上位に挙げられています。

また、福祉サービスの情報入手状況として 30.2%が「ほとんど入手できていない」と回答しているほか、地域での助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこととして「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 34.0%で最も多く、情報発信手段について、各ライフステージにあった方法の検討が重要となります。

これらのことから、以下の3つの施策の方向性を立て、地域で助け合える仕組みづくりに取り組んでいきます。

2-1 地域活動の活性化

2-2 ネットワークの充実

2-3 情報提供・相談体制の充実

## 2 - 1 地域活動の活性化

### 施 策

ボランティアや自治会、住民自治協議会などの各種活動の支援や人材育成支援を行うことで、地域活動の活性化を図ります。

取り組み	概 要	担当課・機関
ボランティア活動についての情報提供 <b>充実</b>	ボランティア情報について広報やホームページ等で発信するとともに、制度の谷間を埋めるボランティア等の参加についても積極的に募集することを検討します。	市民協働課 社会福祉協議会
福祉、ボランティア養成講座の開催 <b>充実</b>	ボランティアの発掘と育成のため、目的別養成講座を継続します。また、初級的な講座から一步進んだ中級的、生活支援の担い手養成講座（制度の谷間の生活支援）の開講を検討します。	社会福祉協議会
ボランティアセンター機能の強化 <b>充実</b>	ボランティアの育成と団体支援の拠点となるボランティアセンターの運営やボランティアまつりの開催、ボランティアコーディネーターの活動を支援します。また、生活支援体制整備事業のコーディネーターとの連携も強化します。	社会福祉協議会
市民活動団体の支援 <b>新規</b>	本市を拠点として活動しているボランティアやNPOなどの市民活動団体を支援します。	市民協働課
社会福祉協議会との連携・協働の推進 <b>新規</b>	地域福祉活動を推進する中核機関として重要な役割を担う社会福祉協議会との連携を強化するとともに、機能の充実を支援します。	社会福祉課



取り組み	概要	担当課・機関
自治会活動活性化の促進 継続	自治会活動の拠点となる地区集会施設などの整備に対する助成を継続し、地域活動の活発化を図ります。	市民協働課
住民自治協議会への支援 充実	行政サービスとの協働を促進し、コミュニティビジネスの展開による収益力を備えることで、住民自治協議会組織の強化・自立を図ります。	各市民活動支援センター
民生委員・児童委員、主任児童委員活動の支援 継続	各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員の紹介を適宜行うとともに、必要な情報を提供するなど、関係機関と連携しながら活動を支援します。	社会福祉課

### 市民・地域の取り組み

- できる範囲でボランティアに取り組みます。
- 自治会や住民自治協議会の活動に参加します。
- ボランティアや自治会、住民自治協議会の活動を活性化します。



## 2-2 ネットワークの充実

### 施 策

ボランティアや地域福祉に携わる関係機関・団体同士の交流や連携を強化し、それらをコーディネートするコミュニティソーシャルワーカーの養成を行い、地域の中のネットワークを充実します。

取り組み	概 要	担当課・機関
関係機関・関係団体の 連絡会議 充実	自治会役員、民生委員・児童委員、主任児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア、高齢者クラブなどの地域福祉に携わる関係機関・団体の連絡会議を実施し、連携強化を図ります。	社会福祉協議会
交流会の開催 充実	ボランティアセンター登録者・団体、関心のある人同士の交流会を開催します。また、制度の狭間となる人を対象としたボランティアの発掘や新規の有償ボランティアについても検討していきます。	社会福祉協議会
コミュニティソーシャルワーカーの養成 充実	地域の課題を把握し、的確なコーディネートが行える人材として、コミュニティソーシャルワーカーの増員を検討します。	社会福祉協議会
生活支援体制整備事業 の推進 新規	生活支援コーディネーターを中心に、社会福祉法人、ボランティアや地区社会福祉協議会、NPO、民間企業など、地域の多様な事業主体による多様な生活支援サービスが提供される体制を整備します。	高齢者福祉課 社会福祉協議会

### 市民・地域の取り組み

- ・地域の各種団体やボランティアなどが交流する機会を持ちます。
- ・地域で活動する人や団体が連携して、地域の課題解決に取り組みます。

## 2-3 情報提供・相談体制の充実

### 施 策

情報発信方法を充実するとともに、複雑化・多様化する課題の解決に向けた総合的な相談体制の整備など、情報提供・相談体制を充実します。

取り組み	概 要	担当課・機関
地域福祉活動の情報発信 充実	市が発行している「広報かとり」及びホームページ等において、市民のニーズに対応した情報を提供します。また、市民が情報を入手しやすい新たな情報発信方法についても検討します。	社会福祉課 社会福祉協議会
福祉相談窓口の充実 充実	高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮、子育て支援、健康づくりや介護予防に関して窓口機能の強化を図ります。 また、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制づくりを検討します。	高齢者福祉課 健康づくり課 子育て支援課 社会福祉課 社会福祉協議会
相談関係者の連携強化 充実	地域包括支援センター、香取障害者支援センター、香取自立支援相談センター、地域子育て支援センターなどの専門機関、関係機関との連携を強化し、適切な対応とコーディネート機能の充実を図ります。また、保健・医療・福祉関係者の協議の場を設け、連携を強化します。	高齢者福祉課 健康づくり課 子育て支援課 社会福祉課 社会福祉協議会
人権を守る相談窓口の周知 充実	人権相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、街頭啓発や人権に関する講演会の開催、市主催の各種イベントでの啓発活動を通じ、周知を図ります。	市民協働課
DV(ドメスティック・バイオレンス)対策 継続	DV被害に対応するための相談や必要に応じて緊急一時保護を行うなど、関係機関との連携体制を強化します。	市民協働課

### 市民・地域の取り組み

- ・地域の活動や福祉サービス等について、情報を集めます。
- ・相談できる窓口を知り、困っている人がいたら紹介します。
- ・地域で活動する団体やボランティアは、自ら情報を発信します。

## 基本目標 3 安心・安全に暮らせる環境づくり

### 現状と課題

地震や台風など大規模な自然災害が多く発生する中、災害発生・復旧時には市民参加での活動が重要となるため、地域を基盤とした平常時からの見守り、支え合い活動を強化し、災害時にも助け合い、支え合えるまちをつくる必要があります。

また、支援を必要とする人の増加により、福祉サービスの利用者が増加傾向にある中、制度や仕組みの変化に伴い、地域の中で必要なサービスを適切に選択して利用できる環境が求められています。

アンケート調査では、本市が子どもや高齢者、障害のある人などにとって暮らしやすいまちだと思うかについて「あまり暮らしやすいとは思わない」と「暮らしやすいとは思わない」を合わせると36.6%と多くなっています。

また、地域の中の問題点として「緊急時の対応体制がわからない」が39.1%と最も多くなっている中、地域の人に頼みたい手助けとして「災害時の手助け」「安否確認の声かけ」といった、非常時に関する項目が多くなっています。

さらに、自分や家族の福祉サービスの利用経験は、60歳代が最も多くなっていますが、福祉サービスについての情報提供や質の向上等に一層取り組む必要があります。

これらのことから、以下の4つの施策の方向性を立て、安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組んでいきます。

- 3-1 災害時対策の推進
- 3-2 防犯・交通安全対策の推進
- 3-3 移動等快適な生活環境の整備
- 3-4 サービスの質の向上

### 3-1 災害時対策の推進

#### 施 策

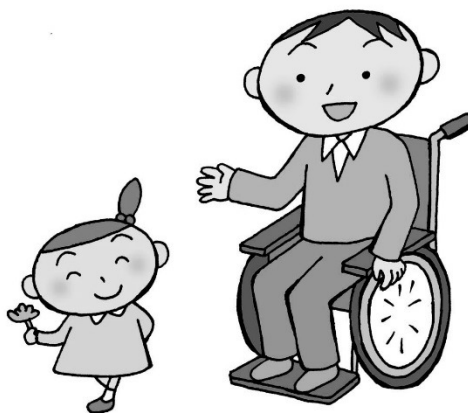
災害に備え、平常時からの見守り活動を充実させるとともに、防災訓練等の実施による災害対策を推進します。

取り組み	概 要	担当課・機関
見守り活動の推進 充実	ひとり暮らしの高齢者や障害者など、支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう、地域・行政・関係機関の協働により要援護者の見守りを推進します。 また、今後拡充を図るための新たな方策を検討します。	社会福祉課 社会福祉協議会
自主防災組織への支援 継続	自主防災組織における資器材の整備、訓練などへの支援を通して、自主防災組織の活性化を図ります。 また、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、市全域での自主防災組織設立を目指し、引き続き、啓発・支援を行います。	総務課
防災訓練・避難訓練の実施 充実	災害時要配慮者の避難支援に重点を置く、地震・洪水・土砂災害別の、訓練等を計画・実施するとともに、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施を支援します。	総務課
災害時要援護者支援体制の構築 充実	避難行動要支援者名簿を適正管理するとともに、災害時の避難を実効性のあるものとするため個別計画の策定を推進します。	社会福祉課
避難場所の周知 継続	災害種別ごとに指定している避難場所等の周知を徹底するとともに、避難行動に対して適切な情報伝達に努めます。	総務課

取り組み	概要	担当課・機関
福祉施設との連携 <b>充実</b>	特別養護老人ホームなどの福祉施設と連携し、災害直後の高齢者の受け入れなど、高齢者や障害者の避難場所の拡充に努めるほか、近隣の市町村などとの連携を検討します。	高齢者福祉課 社会福祉課
災害ボランティアセンターの開設 <b>新規</b>	地震や風水害に見舞われた際、市の災害対策本部と連携し、被災者の自立とその生活を支援するため、ボランティアの力と被災者をつなげます。	市民協働課 社会福祉協議会

### 市民・地域の取り組み

- 災害時に支援が必要な方は、事前に登録をするなど自ら備えます。
- 防災訓練等に日頃から参加します。
- 見守りや自主防災組織の取り組みを地域で進めます。



### 3-2 防犯・交通安全対策の推進

#### 施 策

防犯意識を高めるための情報提供や防犯パトロール、交通安全意識の高揚など、防犯・交通安全対策を推進します。

取り組み	概 要	担当課・機関
防犯パトロールの実施 継続	防犯パトロール隊の活動を支援するとともに、青パト講習会への参加も積極的に呼びかけ、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	環境安全課 社会福祉協議会
防犯情報の提供と環境整備 継続	防犯意識を高めるための啓発活動を充実します。 また、防犯灯の設置や広報無線を活用した広報活動にも力を入れ、犯罪の起こりにくい環境整備に努めます。	環境安全課
交通安全意識の高揚 継続	交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室を該当年に即した内容となるよう見直しをしながら実施します。 また、市民の交通安全を確保するため、危険箇所などの把握に努めます。	環境安全課
交通安全施設の整備 継続	交通事故を防ぐため、適切な交通安全施設の整備について、着工までの期間短縮も視野に入れながら迅速に対応します。	環境安全課

#### 市民・地域の取り組み

- ・防犯パトロールや見守りを地域で進めます。
- ・交通ルールを守り、交通安全を心がけます。

### 3-3 移動等快適な生活環境の整備

#### 施 策

誰もが円滑に移動できるような各種サービスの充実や道路や施設のバリアフリー化の推進など、移動等快適な生活環境を整備します。

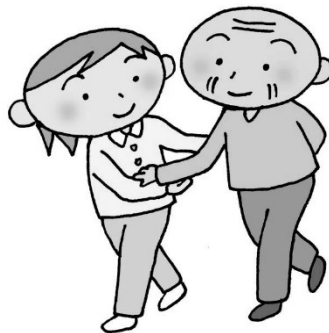
取り組み	概 要	担当課・機関
路線バスの運行維持 充実	交通弱者の移動手段を確保するため、路線バス等の運行費補助を行い、運行を維持します。 また、利用者増加に向けた周知活動の検討を進めます。	企画政策課
循環バス等の利便性向上 充実	循環バス、乗合タクシー、路線バスの再編などにより、交通不便地域への対応を検討します。	企画政策課
移送サービスの充実 充実	移動手段を確保できない人のために、福祉カーの貸し出し、ボランティアの協力による移動サービス等を行います。 また、有償ボランティアを募り、本人も同行ができる買い物サービスを検討します。	高齢者福祉課 社会福祉協議会
道路整備の推進 充実	関係課・関係機関との連携をより密にし、狭隘箇所の解消や歩行者の安全確保など、道路の安全対策の向上を図ります。 また、香取市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の危険箇所の改善に向けて取り組みます。	学校教育課 土木課
バリアフリー情報の提供 継続	市内の障害者トイレの設置状況、車椅子での利用が可能な施設についての情報更新を行うとともに、「バリアフリーマップ（トイレ編）」があることの周知を行います。	社会福祉課



取り組み	概要	担当課・機関
公共施設や公共的施設のユニバーサルデザインの推進 継続	市の公共施設、民間の公共的施設などについて、施設の新設・改築にあわせて、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を充実します。	財政課

### 市民・地域の取り組み

- 公共交通機関の利用に努めます。
- 移動手段を確保できない方の移送を支援する運転ボランティア等に協力します。
- 危険箇所や利用困難な公共設備について、市に連絡します。



### 3-4 サービスの質の向上

#### 施策

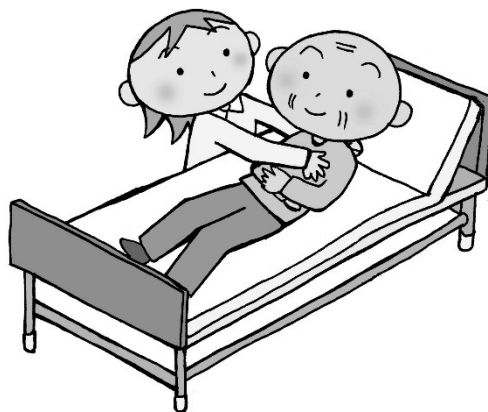
誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援を必要とする人が必要なサービスを適切に利用できるよう、サービスの質の向上を図ります。

取り組み	概要	担当課・機関
障害者の福祉サービスの充実 継続	障害者及び障害児の自立を支援するとともに、福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービスと障害者基本法に基づく市の福祉サービスを提供します。	社会福祉課
高齢者福祉支援 充実	高齢者の生活を支援するために、高齢者福祉サービスの充実や介護予防の推進を図ります。また、中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。	高齢者福祉課
子育て支援サービスの充実 継続	子育ての支援をするために、各種児童福祉サービスや子育て支援サービスの充実と情報の周知を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
子どもを産み育てる支援の充実 新規	妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置、体制づくりを推進します。	社会福祉課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課
生活困窮者への支援の充実 新規	生活保護受給者の増加に加え、非正規職員の労働者や低所得の給与収入者など、生活に困窮するリスクの高い層が増加しています。このため、生活保護受給者に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談支援や就労・自立の促進に取り組みます。 また、低所得世帯を対象に、生活福祉資金や小口資金の貸し付けを行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

取り組み	概要	担当課・機関
日常生活自立支援事業の推進 充実	福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が、地域で安心して生活できるよう支援します。	社会福祉協議会
成年後見事業の推進 継続	判断能力が不十分な方々が財産侵害や人としての尊厳が損なわれることのないよう、法人が成年後見人等になり法律面や生活面で支援します。 なお、将来的に市民後見人の育成も検討します。また、講演会や広報活動を行い、成年後見制度の周知を図り、利用へつなげます。	社会福祉課 高齢者福祉課 社会福祉協議会

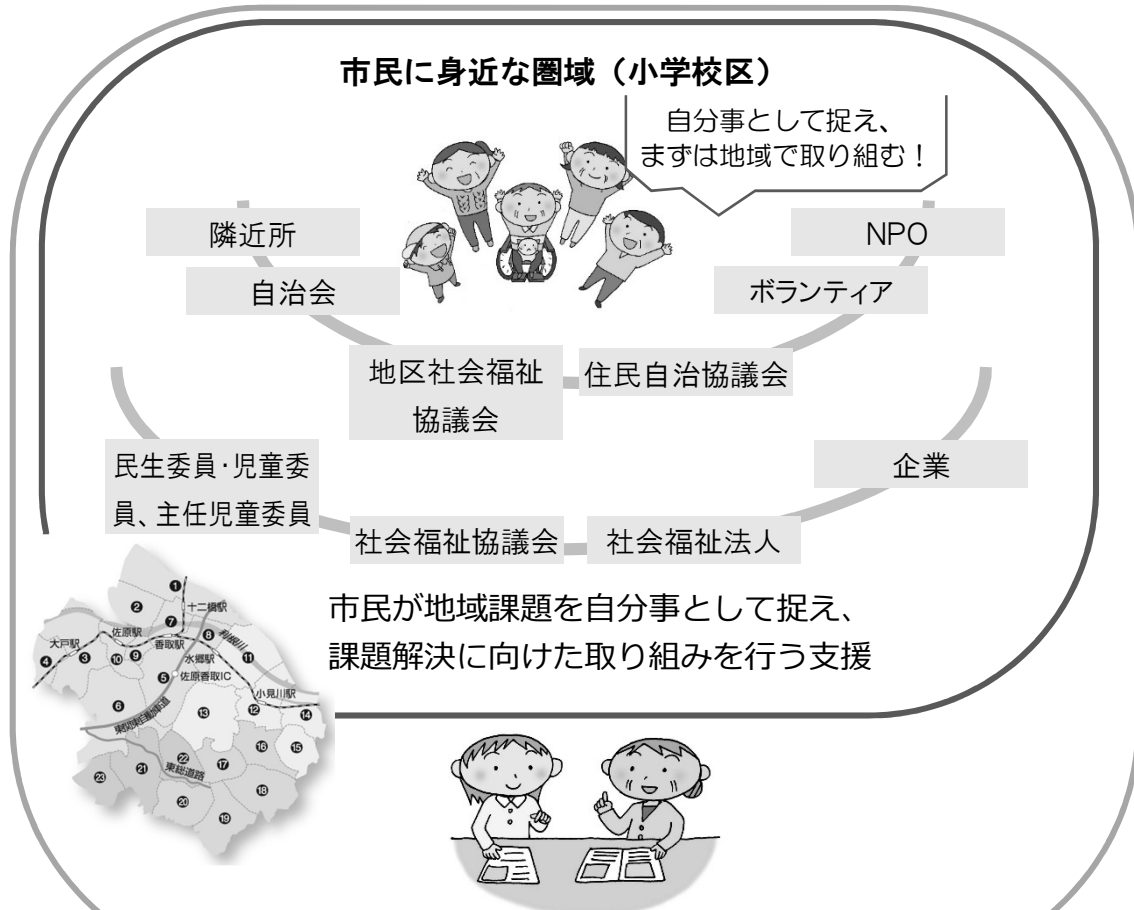
### 市民・地域の取り組み

- ・自分や家族に必要なサービスについて知り、適切に利用します。
- ・日常生活自立支援事業や成年後見人制度について知り、必要に応じて利用します。



## 重点施策 包括的支援体制の構築

「地域共生社会」の実現に向けて、本市の実情に応じた包括的な支援体制の構築を検討します。



市民に身近な圏域で、包括的な相談を行う体制整備



多機関の協働による包括的な相談支援体制整備

### (1) 市民が地域課題を自分事として捉え、課題解決に向けた取り組みを行う支援

地区社会福祉協議会や住民自治協議会を中心とした活動を支援し、市民が地域課題を自分事として捉えられるよう、地域福祉についての意識啓発を行うとともに、地域の中の交流を促進します。

また、身近な圏域における課題の発見・解決に向けて、コミュニティソーシャルワーカーを中心として個別支援を通じながら地域支援を充実していきます。

### (2) 市民に身近な圏域で、包括的な相談を行う体制整備

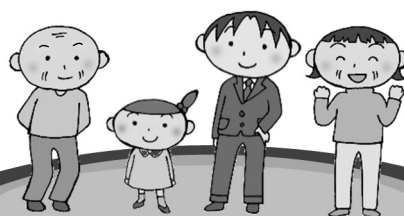
身近な圏域として小学校区を基盤として、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターを中心とした包括的な相談を行う体制整備を検討します。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司など、地域の相談の受け手と連携するとともに、専門的な支援関係機関とも連携する体制整備を検討します。

### (3) 多機関の協働による包括的な相談支援体制整備

地域だけでは解決が困難な制度の狭間となるような複合的な課題については、香取自立支援相談センターや地域包括支援センター、香取障害者支援センター、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センターなどの専門機関、関係機関との連携を強化し、包括的に受け止められる相談窓口や体制について、本市の実情に即した形で検討していきます。

市民が主役となり、  
地域で課題解決に取り組む！



福祉事業者・医療事業者・企業・  
社会福祉協議会もバックアップ！

行政は全体の調整・推進役！

## 第5章 計画の推進体制

### 第1節 役割と推進体制

住み慣れた地域で助け合い・支え合える地域社会を実現するためには、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

市民の役割	市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域を担う一員であるという自覚を持ち、あいさつなど、できることから行動していくことが期待されます。
地域の役割	自治会、住民自治協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア団体やNPOなどの各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。
ボランティア・NPOの役割	地域でのさまざまな活動を通じて各種団体や社会福祉協議会、行政と連携し、地域福祉の推進のための活動の充実が期待されます。
福祉事業者・医療事業者の役割	福祉サービス・医療サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが期待されます。
社会福祉法人の役割	福祉事業者として福祉サービスの提供を行うほか、地域福祉の拠点としての機能が期待されます。また、地域における公益的な活動を通して制度の狭間にいる人を支援する役割も期待されます。
企業の役割	地域の一員として、見守りなど地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割が期待されます。
社会福祉協議会の役割	社会福祉法の中で地域福祉の推進を図る中核として位置付けられているほか、行政との調整役としての役割を担っています。
行政の役割	行政は、市の福祉の向上を目指して、地域福祉活動を促進させるための支援や、庁内の関連各課が連携して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

## 第2節 進行管理・評価

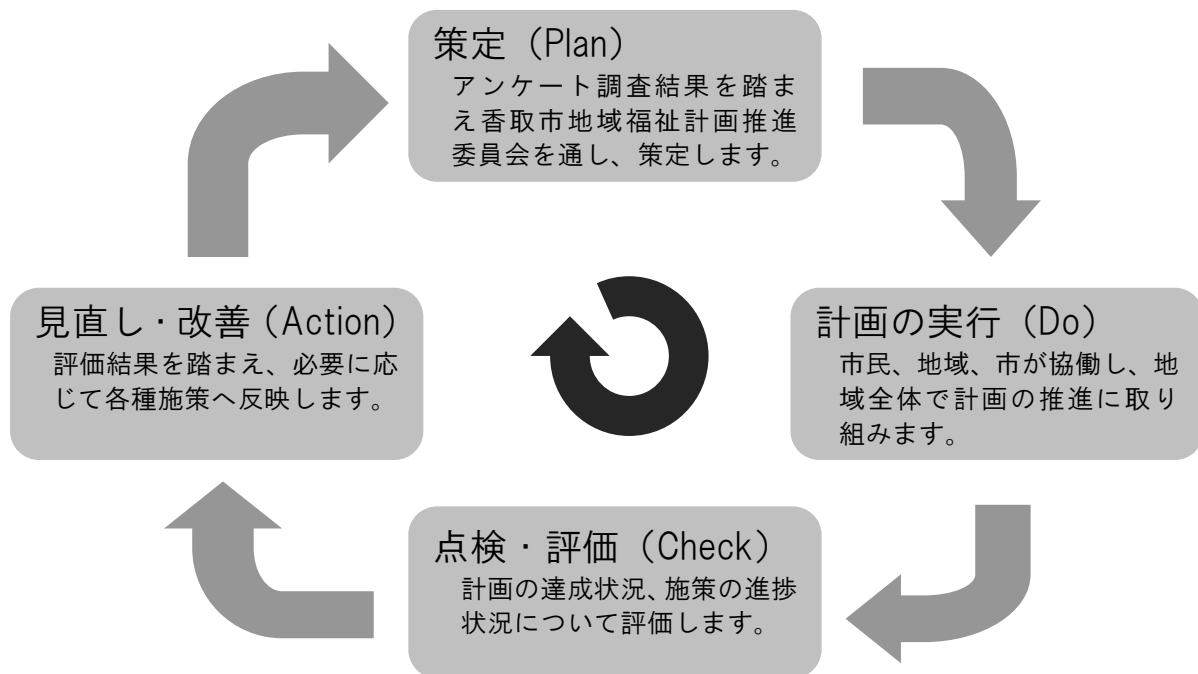
### (1) PDCA サイクルによる進捗管理

計画について実効性を高め、円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

進行管理にあたっては、「PDCAサイクル（P（計画）、D（実施）、C（評価）、A（見直し）」の考え方にに基づき、施策等の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

また、高齢者・障害者・児童・健康づくりに関する個別の施策については、「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」「第3次障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」「子ども子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）」「健康かとり21（第2次）（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」の中で進行管理を行うとともに、これらを横断する本計画については、地域福祉計画推進委員会において外部の視点で評価を行うなど、市民の声を反映しながら進行管理を行います。

なお、次期計画改定の際には、福祉・健康分野の計画検討や見直し時期の統一、福祉・健康分野計画の一体的な策定、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との一体的な策定などを検討します。



## (2) 指標による最終評価

各施策に対する指標を下記の通り設定し、計画最終年度における評価を行います。

施策の方向	指標名	現状値 平成28年 (2016年)	目標値 2023年
基本目標1 福祉の意識を育む基盤づくり			
1-1 地域福祉の意識啓発	地域ボランティア活動経験者の割合(小学校6年生)	39.7%	50%
1-2 生きがい・健康づくりの促進	一般認知症予防教室延べ人数	248人	560人
1-3 地域の中の交流の促進	ふれあい生きいきサロン延べ参加者数	3,361人	4,000人
基本目標2 地域で助け合える仕組みづくり			
2-1 地域活動の活性化	社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数	18,176人	19,430人
2-2 ネットワークの充実	コミュニティソーシャルワーカー人数	3人	6人
2-3 情報提供・相談体制の充実	生活困窮者自立支援相談延べ件数	1,418件	2,100件
基本目標3 安心・安全に暮らせる環境づくり			
3-1 災害時対策の推進	見守りネットワーク事業登録者数	549人	850人
3-2 防犯・交通安全対策の推進	高齢者交通安全教室受講者数	617人	650人
3-3 移動等快適な生活環境の整備	循環バス・乗合タクシー利用者数	57,147人	60,000人
3-4 サービスの質の向上	日常生活自立支援事業利用者数	27人	50人



## 1 香取市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成 29 年 2 月 28 日告示第 19 号

(設置)

第 1 条 市は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき策定した香取市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、香取市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 次期計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画を推進するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 名以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) ボランティア団体の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務についての具体的な調査及び検討を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。
- 3 作業部会の構成員は、部会長の指名する者により構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。  
(香取市地域福祉計画策定委員会設置要綱及び香取市総合健康福祉推進協議会設置要綱の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
  - (1) 香取市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成23年香取市告示第134号)
  - (2) 香取市総合健康福祉推進協議会設置要綱(平成24年香取市告示第165号)

## 2 香取市地域福祉計画推進委員会委員名簿

区分	所属する団体等	役職	氏名
1	香取市自治会連合会	会 長	関 謙 次 郎
2	一号委員 住民組織 の代表者	香取市住民自治協議会	東大戸地区まちづく り協議会会長
3		香取市住民自治協議会	小見川中央地区まち づくり協議会会長
4		香取市高齢者クラブ連合会	会 長
5	二号委員 福祉関係 団体の代 表者	千葉県保育協議会	会 長
6		千葉県中核地域生活支援センター	香取 CCC センター長
7		香取自立支援相談センター	かとりサポートセン ター センター長
8		香取市地域包括支援センター	佐原地域包括支援セン ター センター長
9		社会福祉法人香取市社会福祉協議会	事務局長
10	三号委員 ボランテ ィア団体 の代表者	香取市民生委員児童委員協議会連 合会	会 長
11		香取市赤十字奉仕団	委員長
12		香取市ボランティア連絡協議会	会 長
13	四号委員 識見を有 する者	香取健康福祉センター	地域保健福祉課長
14		香取市教育委員会	部 長
15		香取市福祉健康部	部 長

任期 平成 29 年 7 月 26 日～平成 32 年 7 月 25 日

### 3 用語解説

#### あ行

##### ■NPO

Non-profit organization の略。民間非営利組織のこと。ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体をいう。平成 10 年に施行された「特定非営利活動促進法」により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

平成 24 年より施行された「改正特定非営利活動促進法」においては、「2 以上の都道府県に事務所を置く NPO 法人の所轄庁の変更」「活動分野の変更」「認証手続きの簡素化、柔軟化」等が新たにうたわれている。

#### か行

##### ■虐待

虐待とは立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障害者等に対する肉体的、精神的な虐待、保護者・介助者などの怠慢や拒否（ネグレクト）、健康状態を損なう放置などをいう。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法（平成 16 年改正）、高齢者虐待防止法（平成 18 年施行）、障害者虐待防止法（平成 24 年施行）などが制定された。

##### ■子育てモバイル

子育てをするうえで必要な予防接種や健康診査のスケジュールの確認や医療機関情報の検索等が行える、ウェブページのこと。

#### さ行

##### ■災害時要援護者

災害時に援護が必要な人。安全な場所への避難や、適切な防災行動をとることが困難な方々を把握し、災害時に地域ぐるみで支援するために登録を促進している。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国籍市民などが考えられる。プライバシー保護の問題から取り扱いには注意を要する。

## ■サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性ももった活動。

## ■社会的孤立

家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。

## ■社会福祉協議会

社会福祉法に位置付けられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。市区町村社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。通常、「社協」と呼ばれている。

また、地区社会福祉協議会とは、法的な位置付けはないが、住民の自主組織で市内では小中学校区単位の 23 地区に設置されている。

## ■社会福祉法

旧法名は「社会福祉事業法」。社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

## ■障害者基本法

障害者の自立及び社会参加支援等のための基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とする法律。平成 23 年に障害の定義などが改定された。

## ■シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に基づき、概ね 60 歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益法人。都道府県知事の指定により市町村に設置される。

## ■生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

## ■生活保護

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援することを目的とした制度。なお、支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる。

## ■制度の狭間

既存の制度からは抜け落ちてしまう問題を抱えていること。

## ■成年後見制度

認知症、知的障害や精神障害等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度のこと。

# た行

## ■男女共同参画

性別によって、その人の持つ能力や機会、人権等が差別されない社会をつくっていくこと。

女性の社会進出だけにとどまらず、男性の家事や育児・介護への参加や地域活動を推進する取り組みも含まれる。

## ■地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

## ■DV（ドメスティック・バイオレンス）

「家庭内暴力」と訳されるが、「夫、恋人など親密な関係にある異性に対する暴力」とされる。「親密な関係」の範疇には配偶者に限らず、元夫、交際相手、元交際相手、婚約者など幅広い関係が含まれる。

## な行

### ■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が地域で自立できるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払いなどを行う。

### ■認知症

介護保険法では「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」として定義している。従来の「痴呆」という言葉からは誤解や偏見を生みやすいと指摘され、平成 16 年、「認知症」へと名称が改められた。

## は行

### ■パブリックコメント

直訳すると公衆（国民・住民・市民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。または、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。

### ■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。

## ■ボランティア

自主性、無償性、公益性などに基づく活動のこと。近年は有償ボランティアもある。ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、活動のコーディネート機能を担っている。

## ま行

### ■民生委員・児童委員、主任児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

## や行

### ■ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現を目指したもの。

## ら行

### ■ロコモティブシンドローム

運動機能を維持するために必要な、筋肉や骨・関節と、バランスや反射などを調節する脳神経系との両方の機能が低下し、運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態であること。





## 第2次香取市地域福祉計画

---

発行：香取市

発行日：平成30年3月

編集：香取市福祉健康部 社会福祉課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

電話：0478-50-1209